

点検評価ポートフォリオ 長野県看護大学

2025 年 5 月

はじめに

長野県看護大学は、1995年4月に長野県駒ヶ根市に開学した、看護学部看護学科、収容定員340名の長野県立の単科大学です。「健康と福祉の増進に寄与することを目的として、看護の社会的機能を担うことのできる人材を育成するとともに、看護に関する専門的な知識及び技術を深く教授研究」することを目的としており、卒業に必要な単位を修得した学生は看護師・保健師の2つの国家資格受験資格を得ることができ、また、選抜により所定の科目を履修した学生は助産師の国家試験受験資格を得ることができます。

1999年4月には大学院博士前期課程(修士課程)(収容定員32名)を、2001年4月には大学院博士後期課程(収容定員12名)を開設し、「看護学に関する理論と実践を専門的かつ学際的に探究するとともに、看護の質の向上及び看護学の発展に貢献し得る創造性豊かな教育・研究能力と看護実践能力を持ち、専門職にふさわしい倫理観を備えた人材を育成すること」を目的に大学院教育を行っています。現在、博士前期課程(修士課程)には、論文コースの他に、高度な実践力を有する看護師を養成する4つのCNS(専門看護師)コースを設けています。

2002年には、国際的視野の涵養を背景に講座や分野などの専門的な枠を超えた研究実践活動を行う看護実践国際研究センターを開設し、これまで看護地域貢献、国際交流、学外機関との交流推進等多彩な活動を行ってきました。また、2011年度にはセンターに認定看護師教育部門を設置し、皮膚・排泄ケア、感染管理、認知症看護の教育課程を開講し、2019年度まで水準の高い看護実践ができる看護師を養成してきました。2022年度には、認定看護師教育部門に感染管理認定看護師教育課程(B課程)を開講し、臨床の現場で活躍する感染管理のエキスペートを養成しています。コロナ禍

を経て2024年度には、組織の見直しを行い、「地域貢献活動部門」「専門能力開発支援部門」「国際交流部門」「認定看護師教育部門」の4部門とし、地域で就業している看護職者への学修機会の提供など地域の看護の質の向上に貢献する取組を行っています。

本学の教育理念は、大学全体(学部・大学院)のものであり、次のとおりです。

「学生個人のもつ可能性が最大限に開花することを目指し、自立性、主体性を育むとともに、さまざまな生を営む人間を深く理解し、人々への配慮が自然にできる豊かな人間性と幅広い視野を養う。これらを基盤として、看護実践に関する総合的な能力を養成し、看護の社会的機能を担い人々の健康福祉の向上に貢献する人材を育成する。さらに、看護の発展に寄与する実践者、教育者および研究者を育成する。」

2023年12月には、この教育理念や、コロナ禍で大きく変化した社会情勢、看護教育の動向等を踏まえ、長野県看護大学第4次中期計画(2024～2028年度)を定め、「本学の一貫した看護教育研究の強化・充実」「地域社会貢献活動の充実」「有機的な大学運営の実現」を基本目標に掲げ、具体的な取組を進めています。

また、内部質保証のPDCAを機能させ質の高い教育を行うため、評価委員会を強化したり、内部質保証の全体像や教学マネジメントに係る指針を作成し全教職員対象の研修会を開催したり、毎年作成している自己点検・評価報告書の各委員会の活動報告をPDCAの観点で記述するなどの取組を行ってまいりました。

本学は、大学機関別認証評価を、2006年度、2011年度、2018年度に公益財団法人大学基準協会において受審し、適合の評価を受けるとともに、改善の取組を行ってきました。2023年度から一般財団法人大学教育質保証・評価センターに加盟し、2025年度、4度目の認証評価を受審するものです。

目次

大学の概要	2
大学の目的	5
I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	7
イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)	8
(②大学院)	10
ロ 教育研究実施組織に関すること (①大学)	12
(②大学院)	14
ハ 教育課程に関すること (①大学)	16
(②大学院)	18
ニ 施設及び設備に関すること	20
ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること	28
リ 財務に関すること	30
ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること	32
II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	35
取組み1 「評価委員会の機能強化及び運営委員会等との連携による内部質保証の強化」	39
取組み2 「長野県の地域医療に貢献する3職種統合カリキュラムによる教育の質保証に関する取組【学修成果】」	40
取組み3 「教育の継続性と質保証のための大学院改革」	41
取組み4 「研究推進の取組【研究環境整備】」	42
取組み5 「〇〇〇」	43
III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	43
取組み1 「長野県が必要とする看護人材の育成」	47
取組み2 「学生生活の充実に向けた支援」	48
取組み3 「地域の人々の健康を支えるCNS（専門看護師）教育の充実」	49
取組み4 「県内ニーズに応える現任教育の取組」	50
取組み5 「社会性を涵養する地域住民との交流」	51
認証評価共通基礎データ	53

大学の概要

(1) 大学名

長野県看護大学

(2) 所在地

長野県駒ヶ根市赤穂1694

(3) 学部等の構成

学 部：看護学部看護学科

大学院：看護学研究科看護学専攻博士前期課程（修士課程）

看護学研究科看護学専攻博士後期課程

その他の組織：附属図書館、看護実践国際研究センター

(4) 学生数及び教職員数（2025年5月1日現在）

学生：学部337名、大学院38名

教員：61名（学長を含む。）

職員：20名

(5) 理念と特徴

【教育理念】

本学の教育理念は、次のとおりであり、大学全体（学部、大学院共通）のものとして位置付けられている。

学生個人のもつ可能性が最大限に開花することを目指し、自立性、主体性を育むとともに、さまざまな生を営む人間を深く理解し、人々への配慮が自然にできる豊かな人間性と幅広い視野を養う。

これらを基盤として、看護実践に関する総合的な能力を養成し、看護の社会的機能を担い人々の健康福祉の向上に貢献する人材を育成する。さらに、看護の発展に寄与する実践者、教育者および研究者を育成する。

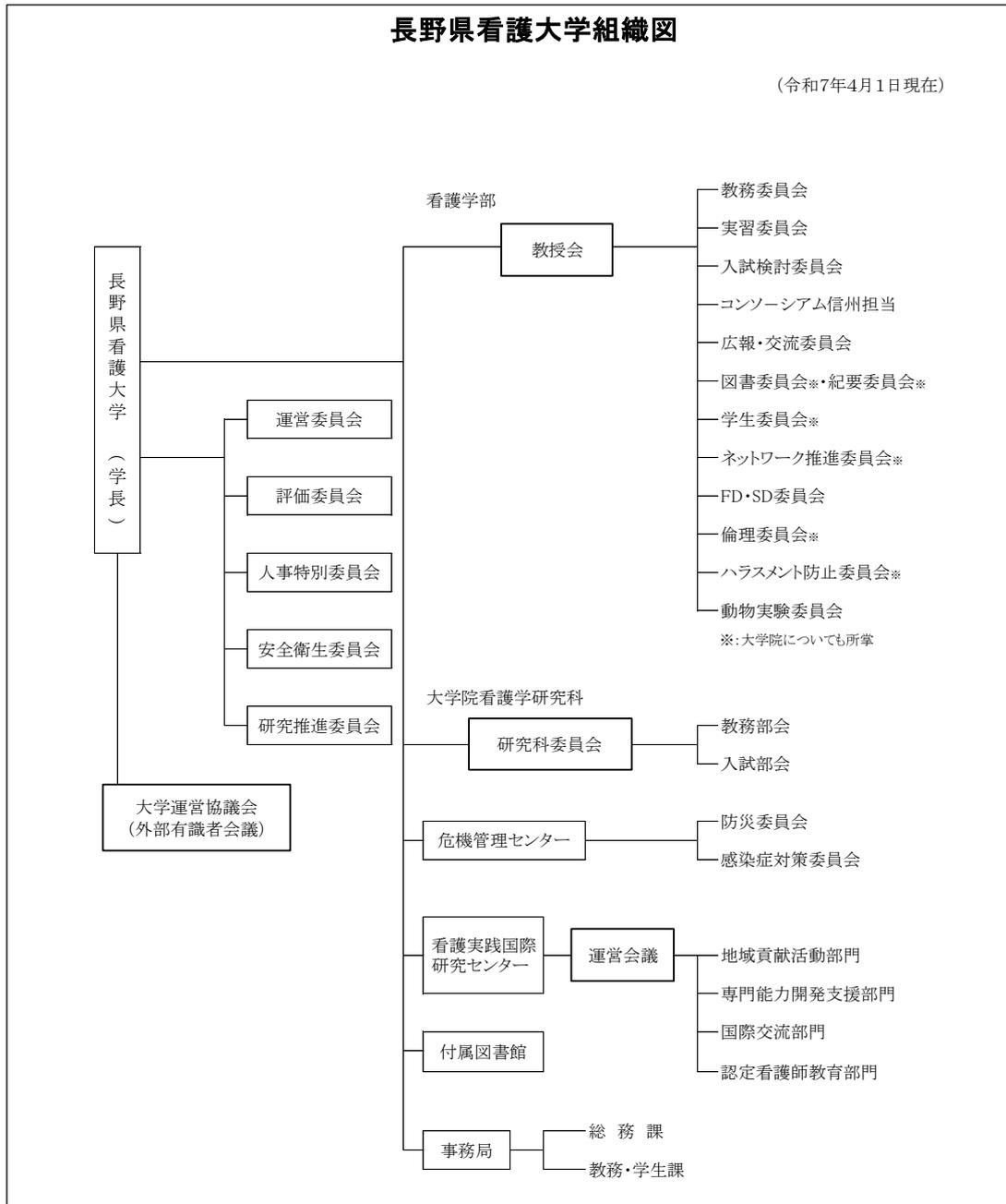
【特徴】

長野県看護大学は、1995年に開学し30年の歴史をもつ伝統ある大学であり、開学当初から、看護師・保健師・助産師の資格を取ることができる統合カリキュラムで看護教育を行い、地域で暮らす全ての人々の看護や保健に対応できる人材育成をしている。1999年には大学院博士前期課程（修士課程）を、2001年には博士後期課程を開設し、現在、博士前期課程（修士課程）には4つの専門看護師養成コースを設けている。2002年に開設した看護実践国際研究センターでは、看護職のキャリアアップを支援したり、国際交流や地域貢献活動を推進しており、また、2021年度に認定看護師教育機関（B課程）の認定及び特定行為指定研修機関の指定を受け、2022年度から感染管理認定看護師教育課程を開講している。また、市民とともに学生や教職員が地域活動に参加するなど、学生の社会性を養う機会もある

本学は2つのアルプスが映える自然豊かな駒ヶ根の地にあり、ゆとりのある学校施設の中で集中して学ぶ環境が整備されている。

このように、長野県看護大学は、社会のニーズに応え、大学・大学院教育で看護人材を育成し、地域で暮らす人々の健康と福祉に貢献している。

(6) 大学組織図

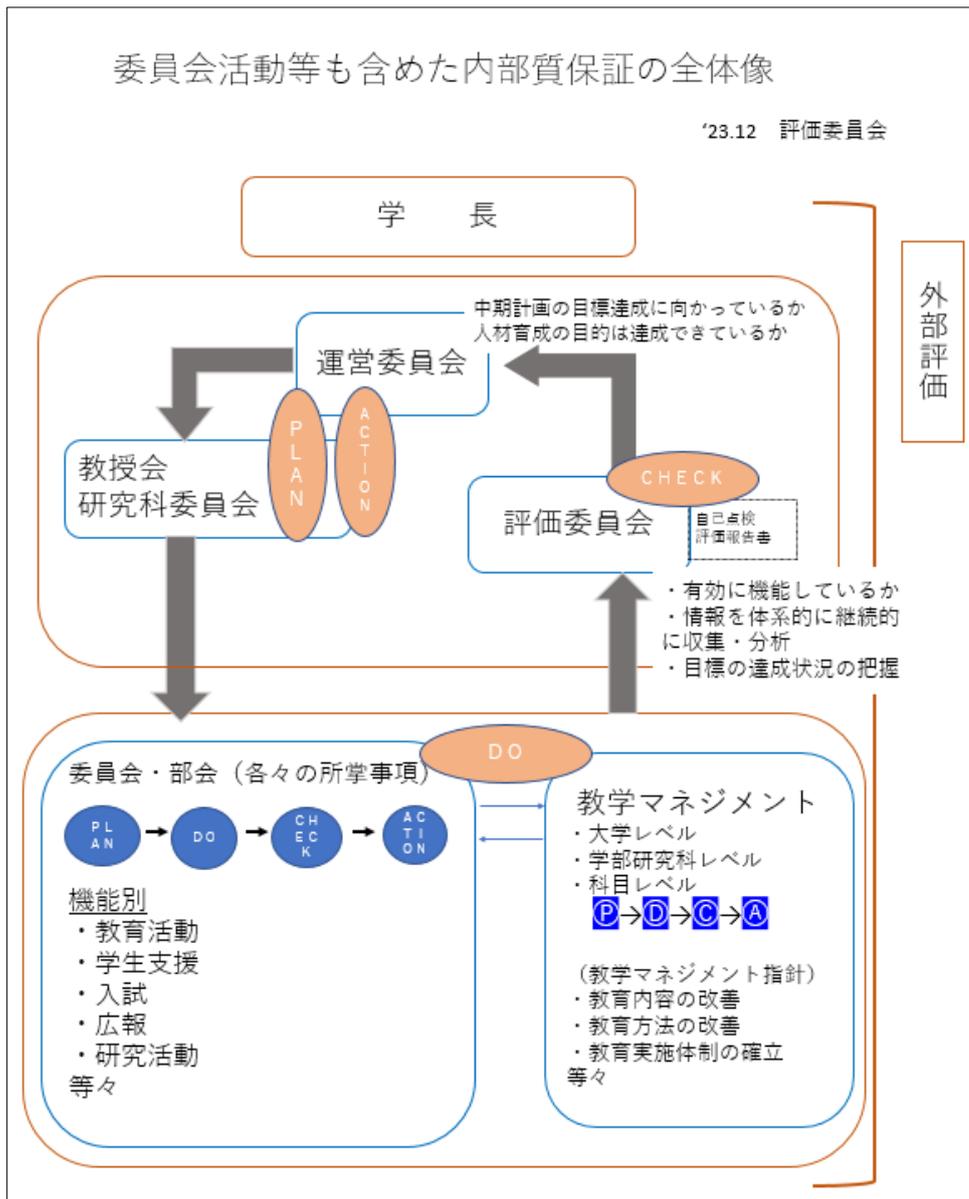


本学の組織は、「長野県看護大学条例」、「長野県組織規則」、「学則」、「大学院学則」、「教授会規程」及び「大学院研究科委員会規程」の定めるところにより構成し、各組織が密に連携しながら大学運営に当たっている。

【関連資料】

- ・長野県看護大学条例
- ・長野県組織規則
- ・長野県看護大学学則
- ・長野県看護大学大学院学則
- ・長野県看護大学教授会規程
- ・長野県看護大学大学院研究科委員会規程

(7) 内部質保証体制図



委員会活動等も含めた内部質保証の全体像は、大学組織として内部質保証を実行するためのフロー図であり、PDCAサイクルを回すための組織図である。

学長が全体を統括する。

中期計画に基づき、ACTIONからのフィードバックを踏まえ、行動計画を運営委員会で立て、教授会・研究科委員会で合意を得る。

そして、中期計画の目標達成や人材育成の目的達成に向け、組織(各委員会・部会、教員、分野、学部・研究科、大学全体)で実行する。なお、各委員会・部会は、各々の所掌事項を実施し、PDCAサイクルを回す。また、教学マネジメントを大学レベル、学部研究科レベル、科目レベルで、教育内容、教育方法の改善や教育実施体制の確立など教学マネジメント指針に沿って実施し、PDCAサイクルを回す。

評価委員会は、中期計画の目標達成への到達状況を確認し、人材育成の目的達成に向け、組織が有効に機能しているか、情報を体系的、継続的に収集・分析し自己点検、評価を行う。

評価委員会からの提言を基に、運営委員会において、計画の目標達成に向かっていくか、人材育成の目的は達成できているかを確認し、組織の見直しや計画修正等を行い、教授会・研究科委員会で合意を得る。

前記のほか、本学外部の、外部評価委員による評価や大学教育質保証・評価センターによる評価を受け、評価の内容をPLANに反映させる。

大学の目的

大学及び大学院の設置目的は、長野県看護大学条例第2条に定めている。

長野県看護大学条例
(設置)

第2条 健康と福祉の増進に寄与することを目的として、看護の社会的機能を担うことのできる人材を育成するとともに、看護に関する専門的な知識及び技術を深く教授研究するため、長野県看護大学を駒ヶ根市に設置する。

学部の教育研究上の目的は、条例第2条による。

大学院の教育研究上の目的は、「長野県看護大学大学院における教育研究上の目的に関する規程」に次のとおり定めている。

長野県看護大学大学院は、看護学に関する理論と実践を専門的かつ学際的に探究するとともに、看護の質の向上及び看護学の発展に貢献し得る創造性豊かな教育・研究能力と看護実践能力を持ち、専門職にふさわしい倫理観を備えた人材を育成することを目的とする。

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 目的</p> <p>本学設置の目的は、長野県看護大学条例(以下「条例」という。)第2条に定めており、この目的を単科である看護学部看護学科の教育研究上の目的としている。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 健康と福祉の増進に寄与することを目的として、看護の社会的機能を担うことのできる人材を育成するとともに、看護に関する専門的な知識及び技術を深く教授研究するため、長野県看護大学(以下「大学」という。)を駒ヶ根市に設置する。</p> <p>本学の教育理念は、本目的を反映しているものである。</p> <p>【教育理念】</p> <p>学生個人のもつ可能性が最大限に開花することを目指し、自立性、主体性を育むとともに、さまざまな生を営む人間を深く理解し、人々への配慮が自然にできる豊かな人間性と幅広い視野を養う。</p> <p>これらを基盤として、看護実践に関する総合的な能力を養成し、看護の社会的機能を担い人々の健康福祉の向上に貢献する人材を育成する。さらに、看護の発展に寄与する実践者、教育者および研究者を育成する。</p> <p>本目的は本学Webページで、教育理念は本学Webページ、大学案内、学生募集要項、学生便覧等で広く公開している。</p> <p>これらの目的と教育理念は、学校教育基本法第7条及び学校教育法第83条に則したものである。</p> <p>2 教育研究上の基本組織</p> <p>本学は、教育研究上の基本組織として条例第3条に基づき看護学部を設置し、長野県看護大学学則(以下「学則」という。)第2条により看護学科を置いており、単一学部、単一学科となっている。</p> <p>収容定員は4のとおり340人(一学年当たり約85人)で、助手を除く教員数は、表I-3のとおり全体で52人であり、学部として適切な規模内容を有している。</p> <p>助手を除く教員数(52人)は認証評価共通データに示すと</p>	<p>おり、大学設置基準の基準数(19人)に照らし多く配置されているが、これは、本大学が付属の実習施設を持たず、臨地の実習等の充実を図っているためである。(基準3.No1参照)</p> <p>3 学部教育の特徴</p> <p>本大学の修業年限は、学則第3条に定めるとおり、4年(在学年限は8年)であるが、その間で長野県の地域医療に貢献する3職種(看護師、保健師、助産師)の国家試験受験資格が得られるよう、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(以下「指定規則」という。)を踏まえた統合カリキュラムによる教育を行っている。2022年度の指定規則改訂による新カリキュラムへ対応するため、単位数や時間数等の見直しを行っている。(基準2.No2参照)</p> <p>4 収容定員</p> <p>入学定員及び収容定員は、学則第2条第2項に定めている。(学科及び定員)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 学生の総定員は340人とし、そのうち入学定員は80人とし、編入学定員は10人とする。</p> <p>各年度の学生数等は表I-1に示すとおりであり、収容定員数に対し超過や未充足の状況はなく適正な水準を維持している。編入制度については、2016年度より受け入れを休止し、定員20人を各学年に5人を分散させ、1学年の入学者を85人としている。</p> <p>校地、校舎等施設、設備その他諸条件の面からも収容定員は適正である。(基準1ニ参照)</p> <p>5 大学の名称</p> <p>大学、学部、学科の名称は「看護大学」、「看護学部」、「看護学科」と教育研究上の目的に符合するものである。また、看護学科修了時に授与される学位は「学士:看護学」であり、看護師国家試験、保健師国家試験、助産師選択課程修了者には助産師国家試験の受験資格が得られる。この点からも名称はふさわしいものとする。</p>																																				
<p>表I-1 看護学部看護学科の入学定員及び入学者数の推移 ※学生数は各年度の5月1日現在(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>入学定員</th> <th>入学者数</th> <th>入学定員充足率</th> <th>収容定員</th> <th>学生数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2025</td> <td>80</td> <td>85</td> <td>106%</td> <td>340</td> <td>337</td> </tr> <tr> <td>2024</td> <td>80</td> <td>85</td> <td>106%</td> <td>340</td> <td>341</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>80</td> <td>85</td> <td>106%</td> <td>340</td> <td>340</td> </tr> <tr> <td>2022</td> <td>80</td> <td>85</td> <td>106%</td> <td>340</td> <td>339</td> </tr> <tr> <td>2021</td> <td>80</td> <td>85</td> <td>106%</td> <td>340</td> <td>341</td> </tr> </tbody> </table>		年度	入学定員	入学者数	入学定員充足率	収容定員	学生数	2025	80	85	106%	340	337	2024	80	85	106%	340	341	2023	80	85	106%	340	340	2022	80	85	106%	340	339	2021	80	85	106%	340	341
年度	入学定員	入学者数	入学定員充足率	収容定員	学生数																																
2025	80	85	106%	340	337																																
2024	80	85	106%	340	341																																
2023	80	85	106%	340	340																																
2022	80	85	106%	340	339																																
2021	80	85	106%	340	341																																
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。																																				
優れた点																																					
改善を要する点	特になし																																				

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	長野県看護大学 Web ページ ・ 条例第2条（設置） ・ 教育理念
	学校教育法	
②	第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	・ 条例第2条（設置） ・ 教育理念
	大学設置基準	
③	第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	・ 条例第2条（設置） ・ 教育理念
④	第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	・ 条例第3条（学部） ・ 教員一覧 ・ 共通基礎データ
⑤	第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	・ 学則第2条第1項（学科）
⑥	第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	該当なし
⑦	第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	・ 学則第2条第2項（定員） ・ 共通基礎データ ・ 過去の入学試験状況（学部）
⑧	第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	・ 条例第2条～第4条

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 目的</p> <p>本学の大学院の設置目的及び教育理念は、学部と共通である。さらに、教育研究上の目的を以下のとおり定め、本学webページ、大学院学生募集要項、大学院学生便覧等で広く公開している。なお、前回の認証評価の改善課題として、大学院の教育研究上の目的を学則に準ずる規程に明示することが求められており、検討の結果、2025年4月にこれまでの本学大学院の目的の一部見直し「長野県看護大学大学院における教育研究上の目的に関する規程」を定めた。</p> <p>○長野県看護大学大学院における教育研究上の目的に関する規程</p> <p>長野県看護大学大学院は、看護学に関する理論と実践を専門的かつ学際的に探究するとともに、看護の質の向上及び看護学の発展に貢献し得る創造性豊かな教育・研究能力と看護実践能力を持ち、専門職にふさわしい倫理観を備えた人材を育成することを目的としている。</p> <p>2 大学院の課程</p> <p>大学院に、看護学研究科を置き(条例第4条)、研究科に博士課程を置き、博士課程に博士前期課程(修士課程)と博士後期課程を置いている(長野県看護大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第2条)。名称は、研究科として適当であり、教育上の目的からもふさわしい。</p> <p>修業年限は、博士前期課程(修士課程)は2年、博士後期課程は3年である(大学院学則第4条)。</p> <p>ただし、条例第6条第2項及び長野県看護大学大学院長期履修規程により、職業を有していたり、育児や介護等の事情により、標準修業年限では大学院の教育課程の履修が困難であ</p>	<p>る場合に、標準修業年限を超えて計画的な教育課程の履修を認めることにより、大学院教育の充実と学修機会の拡大を図り、学位の取得を可能とする「長期履修制度」を設けている。長期履修が認められた者の修業年数は、博士前期課程(修士課程)については3年以上4年以下、博士後期課程については4年以上6年以下としている。</p> <p>また、大学院設置基準第14条の教育方法の特例にもとづき、社会人学生の修学に便宜を図るための取組として、夜間開講、集中講義、遠隔授業を導入している。</p> <p>3 研究科の組織</p> <p>研究科の教員組織は、大学院学則第5条に規定したとおり、長野県看護大学の長、教授、准教授、講師、助教及び助手を教員として充てており、大学院教育に実質携わる教員数は、講師以上の38人(表1-3)である。また、大学院学則第6条により研究科委員会が、看護学研究科に関する事項を審議する機関として組織されており、大学院の基本となる組織として適当であると評価している。</p> <p>4 収容定員</p> <p>本学の大学院の収容定員は表I-2のとおりであり、収容定員は概ね充足している。入学者数が入学定員を下回る状況もあるが、収容定員が充足しているのは、大学院生の多くが看護師等の職業を有するなど長期履修制度を利用しているためである。</p> <p>入学者確保に向けては、近隣の病院や施設等に入学者選抜案内やチラシを設置したり、大学院説明会を行うなどの対応をしている。</p>																																																																																																					
<p>表I-2 看護学研究科の入学定員及び学生数等の推移 ※学生数は学年度の5月1日現在 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目 年度</th> <th colspan="6">博士前期(修士)課程</th> <th colspan="6">博士後期課程</th> </tr> <tr> <th>入学定員</th> <th>入学者数</th> <th>入学定員充足率</th> <th>収容定員</th> <th>学生数</th> <th>収容定員充足率</th> <th>入学定員</th> <th>入学者数</th> <th>入学定員充足率</th> <th>収容定員</th> <th>学生数</th> <th>収容定員充足率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2025</td> <td>16</td> <td>3</td> <td>18.8%</td> <td>32</td> <td>26</td> <td>81.3%</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>25.0%</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>2024</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>100.0%</td> <td>32</td> <td>31</td> <td>96.9%</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>25.0%</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>16</td> <td>7</td> <td>43.8%</td> <td>32</td> <td>26</td> <td>81.3%</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>50.0%</td> <td>12</td> <td>14</td> <td>116.7%</td> </tr> <tr> <td>2022</td> <td>16</td> <td>12</td> <td>75.0%</td> <td>32</td> <td>28</td> <td>87.5%</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>50.0%</td> <td>12</td> <td>14</td> <td>116.7%</td> </tr> <tr> <td>2021</td> <td>16</td> <td>2</td> <td>16.7%</td> <td>32</td> <td>21</td> <td>65.6%</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>125%</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>125.0%</td> </tr> </tbody> </table>													項目 年度	博士前期(修士)課程						博士後期課程						入学定員	入学者数	入学定員充足率	収容定員	学生数	収容定員充足率	入学定員	入学者数	入学定員充足率	収容定員	学生数	収容定員充足率	2025	16	3	18.8%	32	26	81.3%	4	1	25.0%	12	12	100.0%	2024	16	16	100.0%	32	31	96.9%	4	1	25.0%	12	12	100.0%	2023	16	7	43.8%	32	26	81.3%	4	2	50.0%	12	14	116.7%	2022	16	12	75.0%	32	28	87.5%	4	2	50.0%	12	14	116.7%	2021	16	2	16.7%	32	21	65.6%	4	5	125%	12	15	125.0%
項目 年度	博士前期(修士)課程						博士後期課程																																																																																															
	入学定員	入学者数	入学定員充足率	収容定員	学生数	収容定員充足率	入学定員	入学者数	入学定員充足率	収容定員	学生数	収容定員充足率																																																																																										
2025	16	3	18.8%	32	26	81.3%	4	1	25.0%	12	12	100.0%																																																																																										
2024	16	16	100.0%	32	31	96.9%	4	1	25.0%	12	12	100.0%																																																																																										
2023	16	7	43.8%	32	26	81.3%	4	2	50.0%	12	14	116.7%																																																																																										
2022	16	12	75.0%	32	28	87.5%	4	2	50.0%	12	14	116.7%																																																																																										
2021	16	2	16.7%	32	21	65.6%	4	5	125%	12	15	125.0%																																																																																										
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。																																																																																																					
優れた点																																																																																																						
改善を要する点	特になし																																																																																																					

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。	・ 条例第2条、4条 ・ 長野県看護大学大学院における教育研究上の目的に関する規程
	大学院設置基準	
②	第一条の二（教育研究上の目的） 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	・ 長野県看護大学大学院における教育研究上の目的に関する規程
③	第二条（大学院の課程） 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。 2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。	・ 大学院学則第2条（課程）
④	第三条（修士課程） 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。ことができる。 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。	・ 長野県看護大学大学院における教育研究上の目的に関する規程 ・ 博士前期課程 ・ 大学院学則第4条（修業年限及び在学年限）
⑤	第四条（博士課程） 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。ことができる。 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。ことができる。 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。ことができる。	・ 長野県看護大学大学院における教育研究上の目的に関する規程 ・ 博士後期課程 ・ 大学院学則第4条（修業年限及び在学年限）
⑥	第五条（研究科） 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。	・ 大学院学則第2条（課程） ・ 共通基礎データ
⑦	第六条（専攻） 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。 2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。	・ 大学院学則第3条（専攻及び定員）
⑧	第十条（収容定員） 収容定員は、教育研究実施組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。 2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。	・ 大学院学則第3条（専攻及び定員） ・ 共通基礎データ
⑨	第二十二条の四（研究科等の名称） 研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	・ 大学院学則第3条（専攻及び定員）

□ 教育研究実施組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 教授会

学校教育法第93条及び学則第5条に基づき、学部には教授会を設置している。学校教育法第93条第2項第3号については、「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして定める事項に関する規程」を定め運用している。

教授会の構成員は、学則第5条に定めるとおり、学長及び教授をもって組織している。ただし、学長が必要と認めるときは、准教授及び専任講師を教授会の組織に加えることができるとしており、この規程を適用して准教授及び専任講師を加え組織している。長野県看護大学教授会規程(以下「教授会規程」という。)第2条に定めるとおり、教授会に議長をおき、学長をもって充て、議長は、毎月第3火曜日に教授会を招集し、会議を統括する。

2 教員組織

(1) 教員数等

表I-3に示すとおり、教授数及び教員数は、大学設置基準(12名)を満たし、職位、年齢構成ともバランスが取れている。

主要と認める授業科目は、国家試験受験資格に該当する科目(必修科目)であり、専任教員又は非常勤講師(3参照)が授業等を行っている。主要授業科目のうち専任の教授又は准教授が担当している割合は90科目中60科目である。

(2) 教員の選考等

教員の採用や昇任は、教育公務員特例法第3条、長野県看護大学教員選考規程(以下「教員選考規程」という。)及び長野県看護大学教員の選考に関する細則(以下「細則」という。)により行っている。教員選考規程及び細則では、大学設置基準の第12条から第17条を踏まえた教員の資格(審査基準)について定めている。採用や昇任の審査の際には、個別に選考委員会を設け、採用・昇任別のそれぞれ職位ごとの審査基準により選考を行い、採用・昇任を行っている。

(3) 学部の組織構成

表I-4に示すとおり、分野を4つの大講座に編成組織している。教員は分野に所属している。

看護学の専門領域の他にリベラルアーツに類する学問領域及び基礎医学領域で構成される人間基礎科学講座を設けている。

非常勤講師で補っている科目があり、採用にあたっては、教務委員会で教育歴、担当科目にかかわる業績、技能の点から基準を満たすかどうかの観点からの選考を行い、教授会で承認を得ている。

各看護学講座の授業は、専任の教員が行い、看護の演習、実習は主担当教員に加え、助教及び助手を含む同じ分野の教員が補助にあたっている。

指導補助者については、ティーチング・アシスタント実施要領により、実験、実習及び演習等に係る教育補助業務を行っている。

表I-4 学部の組織構成

人間基礎科学講座	哲学・倫理学分野
	心理学分野
	社会・人類学分野
	健康・保健学分野
	生物・化学分野
	英語・英米文化学分野
	基礎医学・疾病学分野
	病態・治療学分野
基礎看護学講座	基礎看護学分野
	看護管理学・看護教育学分野
発達看護学講座	母性・助産看護学分野
	小児看護学分野
	成人看護学分野
広域看護学講座	老年看護学分野
	精神看護学分野
	地域・在宅看護学分野

(4) 教育研究の組織体系

本学は県直営の大学であり、組織については、長野県組織規則第131条から第133条の3に規定されている。

大学の教育研究の主たる組織はP3(6)大学組織図に示すとおり、看護学部、大学院看護学研究科、看護実践国際研究センター、付属図書館を設置している。学長が教授会、研究科委員会の議長、看護実践国際センターのセンター長として各組織の業務を掌握している。その他の委員会は、学長に紐づくもの、教授会に紐づくもの、研究科委員会に紐づくものなどに分けられている。委員会の業務は委員長が主宰し、業務状況等については議事録を残すとともに、必要に応じて教授会で共有するなど情報共有及び委員交代時等の引継ぎが円滑に行えるようにしている。

3 その他

本学の専任教員には、他大学の専任教員を兼ねているものはいない。基幹教員については、今後の検討課題である。

表I-3 看護学部における専任教員の職位及び年齢の構成(2025.5.1現在)

職位/年代	70以上	60~69	50~59	40~49	30~39	29以下	計
教授	1	5	3	0	0	0	9
准教授	0	1	11	3	0	0	15
講師	0	3	4	4	0	1	12
助教	0	0	1	12	3	0	16
合計	1	9	19	19	3	1	52
年齢割合	1.9%	17.3%	36.5%	36.5%	5.8%	1.9%	100%

自己評価結果 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

改善を要する点 特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則第5条 ・ 教授会規程
	大学設置基準	
②	<p>第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。 3 省略 4 省略 5 省略 6 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 ※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十三条・第十四条・第十五条・第十六条・第十七条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長野県組織規則第133条（内部組織） ・ 第133条の2（附属図書館） ・ 第133条の3（看護実践国際研究センター） ・ 教員選考規程
③	<p>第八条（授業科目の担当） 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に専事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。 3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ シラバス ・ ティーチング・アシスタント実施要領
④	<p>第十条（基幹教員数） 大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする。 ※ 基幹教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通基礎データ

<p>②、③及び④については、以下の省令により従前の例によることができる。</p> <p>大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号） 附則 第四条 この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。 一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）</p>
--

□ 教育研究実施組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 研究科委員会</p> <p>大学院看護学研究科には、研究科委員会を置き、毎月第3火曜日に委員会を開催し、大学院の教育研究、学生の入学や学生支援、及び課程の修了、学位の授与に関する事項を審議し決定している。</p> <p>研究科委員会には、教務部会と入試部会を紐づけしている(P3(6)大学組織図参照)。教務部会では、教育研究、課程の修了、学位の授与、学生支援に関する内容を協議し、研究科委員会へ議案を挙げている。また、入試部会では、大学院入学試験に関する内容を協議し、研究科委員会へ挙げている。</p> <p>研究科委員会は、学長が議長となり、研究科の科目を担当する教授、准教授及び講師(非常勤講師を除く)で組織している。</p> <p>また、学部と共通して、図書委員会、紀要委員会、学生委員会、ネットワーク推進委員会、倫理委員会、ハラスメント防止委員会を設置している。</p> <p>研究科委員会、各部会、各委員会には、研究科の教員及び事務職員が構成員となり、連携し組織的な教育が行われている。</p> <p>2 教員構成</p> <p>大学院は看護学専攻科のみであることから、教員は看護学部と兼務しており、これにより教育研究上の支障が生じることはない。</p> <p>教員の年齢構成については、P12 表 I-3の教授、准教授、講師のとおりである。</p> <p>3 教員組織</p> <p>大学院設置基準第9条の規程に基づき、専攻毎に置く必要がある資格を有する教員の数(平成11年文部科学省告示第175号。以下「告示」という。)については、本学は「保健衛生学専攻」に該当する研究指導教員及び研究指導補助教員ともに基準6名を超える人数を確保している。</p> <p>学部の教員採用後に、「大学院研究科の教員の学内審査に関する内規」に定める「大学院における論文指導教員及び科目主担当教員の審査基準」に基づき、学位や教育研究業績を審査し、担当の専門分野における高度な教育研究上の指導能力があると認められる教員を、大学院研究科の教員として充てている。</p>	<p>4 研究科の組織構成</p> <p>基本的には学部の教育研究組織の上のせる形で組織されているが、学部の講座を超えた5つの領域(表 I-5)で構成している。教員は、分野に属している。</p> <p>表 I-5 研究科の組織構成</p> <table border="1" data-bbox="774 488 1396 1160"> <tr> <td rowspan="2">看護基礎科学領域</td> <td>病態機能学分野</td> </tr> <tr> <td>病態治療学分野</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">基礎看護学領域</td> <td>基礎看護学分野</td> </tr> <tr> <td>看護管理学分野</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">発達看護学領域</td> <td>母性・助産看護学分野</td> </tr> <tr> <td>小児看護学分野</td> </tr> <tr> <td>成人看護学分野</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">広域看護学領域</td> <td>老年看護学分野</td> </tr> <tr> <td>精神看護学分野</td> </tr> <tr> <td>地域・在宅看護学分野</td> </tr> <tr> <td>里山・遠隔看護学分野</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">専門関連領域</td> <td>哲学・心理学</td> </tr> <tr> <td>心理学</td> </tr> <tr> <td>社会・人類学</td> </tr> <tr> <td>健康・保健学</td> </tr> <tr> <td>生物・化学</td> </tr> <tr> <td>英語・英米文化学</td> </tr> </table>	看護基礎科学領域	病態機能学分野	病態治療学分野	基礎看護学領域	基礎看護学分野	看護管理学分野	発達看護学領域	母性・助産看護学分野	小児看護学分野	成人看護学分野	広域看護学領域	老年看護学分野	精神看護学分野	地域・在宅看護学分野	里山・遠隔看護学分野	専門関連領域	哲学・心理学	心理学	社会・人類学	健康・保健学	生物・化学	英語・英米文化学
看護基礎科学領域	病態機能学分野																						
	病態治療学分野																						
基礎看護学領域	基礎看護学分野																						
	看護管理学分野																						
発達看護学領域	母性・助産看護学分野																						
	小児看護学分野																						
	成人看護学分野																						
広域看護学領域	老年看護学分野																						
	精神看護学分野																						
	地域・在宅看護学分野																						
	里山・遠隔看護学分野																						
専門関連領域	哲学・心理学																						
	心理学																						
	社会・人類学																						
	健康・保健学																						
	生物・化学																						
	英語・英米文化学																						
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。																						
優れた点																							
改善を要する点	特になし																						

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>大学院設置基準</p> <p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。 3 省略 4 省略 5 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。 6 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。 7 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 8 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院学則第6条 ・ 研究科委員会規程
②	<p>第九条（教育研究実施組織等） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第百七十五号を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院学則5条 ・ 研究科の教員の学内審査に関する内規 ・ 共通基礎データ ・ 教員一覧（大学院）
③	<p>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通基礎データ

ハ 教育課程に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 入学者選抜

看護学部看護学科の入学者選抜は一般選抜(前期・中期)、学校推薦型選抜A、B、社会人選抜及び編入学(2016年度より募集停止)の6区分であり、アドミッション・ポリシー(以下「AP」という。)に基づき実施している。一般選抜においては大学入学共通テストを前期で5科目、中期で3科目を課し、学校推薦型選抜Aでは長野県内の高校の調査書の「全体の学修成績の状況」4.0以上を課し、社会人選抜を含め小論文と面接を実施している。また、学校推薦型選抜Bでは高校の調査書の「全体の学修成績の状況」3.8以上、大学入学共通テストで3科目を課すとともに、面接を実施している。なお、学校推薦型選抜Aの中に地域特別枠を設け、長野県内過疎地域の看護職に就く意志のあるものを条件としている。学校推薦型Bの募集は全国の学生が対象であるが、長野県内の看護職に就く意志のあるものを条件としている。出願資格については、学校教育法90条に基づき、学則第14条に定め、入学者選抜に関する要項等により周知している。

入学者選抜及び大学入学共通テストの実施については、入試検討委員会が業務にあたっている。また、入試問題の内容点検や管理についても入試検討委員会が行い、出題・採点者に関する情報も含めて漏洩防止に努めている。出題・採点業務は、機密性を確保し、複数の者によるチェック体制を取り、公平・公正な試験を徹底している。合格者は、入試検討委員会が判定資料を作成し、教授会の承認をもって決定している。採点基準や面接の評価基準を示したマニュアル等については、APとの整合について、適宜チェックを行っている。

2 教育課程(カリキュラム)

看護の単科大学として、看護師・保健師(必修)、助産師(選抜制)の統合教育課程の編成・実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー(以下「CP」という。))及び卒業、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー(以下「DP」という。))に則し、教育課程を編成している。

指定規則改正に伴う第5次看護基礎教育カリキュラム改正にあたっては、ワーキンググループを編成して検討した。2022年度より改正カリキュラムによる教育活動を実施している。改正カリキュラムを実施するにあたり、AP、CP、DP、学修成果の評価方針(アセスメント・ポリシー)を設定した。CPとDPの関連を見える化するためにカリキュラムマップ、カリキュラムツリーを作成し、学生便覧や年度当初の教務ガイダンスで周知している。改正カリキュラムでは、初年次教育として科目外で実施していたスタートアップセミナーを、「アカデミック・リテラシー」として科目立てした。看護専門科目では、臨床判断能力の育成、看護倫理の強化を図るため講義と演習の併用科目が増加している。看護師・保健師の統合カリキュラムとして、中山間地域や過疎地域が多いという地域特性を活かした講義、演習、実習科目を行っている。

改正カリキュラムの問題・課題として、講義・演習併用科目の単位当たりの授業時間数が増加し、時間割が過密になっていることから見直しが必要となり、教務委員会の検討プロジェクトを中心に2024年度より検討を開始した。今後カリキュラムの見

直しを図り、その実施を目指している。(基準2No2参照)

学生には、学生便覧の授業科目一覧及び履修要領により、各学年の必修科目等の別、単位数、時間数等を示すとともに、本学 web ページにシラバスを掲載し、各授業の概要、必修・選択別、単位数、時間数、開講学年・学期、DPとの関連、学修目標、授業計画・内容・方法、授業時間外学修、評価方法、指定規則別表の種類と教育内容等を示している。年度当初の教務ガイダンスで学生に説明している。卒業研究については、必要な学修時間等を考慮し、4単位としている。なお、シラバスは、教務委員会が中心となって、教学マネジメントの視点を入れた作成方針等を定め、とりまとめ、内容の確認を行っている。

3 教育課程の適切な編成と実施の評価

本学では、学修成果の可視化を恒常的に実施する目的で AP、CP、DP を踏まえアセスメント・ポリシーを定めて、3つのレベルで多面的な評価を実施している。科目レベルでは、授業評価アンケートを実施している。回答率が低調なため、回答率を上げるための対策を検討している。学生の回答結果をもとに各教員は授業改善に努めている。また、授業内容の重複や学修環境の改善を求める回答をもとに対応を検討している。学部レベルでは、2022年度より卒業時にDPの達成状況を調査している。

今後も4年生対象に調査を行い、カリキュラムの妥当性を評価する必要がある。大学機関レベルでの分析と活用については、検討しているところである。

4 成績評価基準・卒業認定

成績評価基準及び卒業認定基準は、学則及び履修規程に定め、教務ガイダンス等で学生便覧等を用いて学生に説明・周知している。各科目の成績評価方法は、シラバスに記載し、科目責任者が説明・周知している。シラバスには、DPとの関連も示している。科目ごとの到達目標に対する達成度の評価については、実習においては、評価項目を定め、自己評価及び教員評価により行っている。卒業研究については、シラバスに記載した学修目標を評価基準とし、学修目標への達成度及び目標項目の比重による評価を行っている。

卒業認定は、学則及び履修規程に定める卒業要件に基づき、教授会で単位修得状況を確認し、卒業を認定し、学士の学位を授与している。卒業に必要な修得単位数は、2022年度以降の入学生が必修科目119単位、選択必修科目3単位、選択科目9単位以上、合計131単位以上である。2021年度以前の入学生は必修科目112単位、選択必修科目3単位、選択科目9単位以上、合計124単位以上である。単位数の上限は定めていないが、指定規則に基づいたカリキュラムにより必修科目数が多く単位の実質化は図られている。

助産師コースは、判定基準を基に選抜を行い、その合格者のみが履修する選択コースである。履修人数は、実習受け入れ施設側と毎年協議をして設定している。助産師コースは3年後学期から4年後学期にかけて20単位を履修する。

成績評価に対する異議申し立てについては、教務・学生課を窓口としている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則第14条～第19条 ・ 学部入試 ・ 入試検討委員会規程
②	<p>第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>3 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学部カリキュラムマップ ・ 学部カリキュラムツリー ・ 教務委員会規程
③	<p>第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則第9条別表 ・ 学生便覧 P16～P23
④	<p>第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則第9条別表 ・ 学生便覧 P16～P23 ・ シラバス
⑤	<p>第二十二条（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ R7 学部時間割
⑥	<p>第二十三条（各授業科目の授業時間） 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生便覧 P24, 25 ・ R7 学部時間割
⑦	<p>第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ シラバス ・ 実習要項
⑧	<p>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。</p> <p>※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則第10条 ・ 履修規程第11条 ・ シラバス ・ シラバス作成の手引き ・ 実習要項
⑨	<p>第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則第11条 ・ R7 卒研ガイダンス資料
⑩	<p>第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 履修規定第8条

ハ 教育課程に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 入学者選抜

大学院の入学者選抜は、一般選抜を博士前期課程(修士課程)と博士後期課程それぞれで行っている。修士課程の選抜は、小論文、専門科目、面接を課し、博士課程の選抜では、英語試験、プレゼンテーション及び口頭試問を課しており、アドミッション・ポリシーに基づいた人物考査を行っている。

入学者選抜の実施については、入試部会を中心に、大学教員で、業務にあたっている。作問・採点者に関する情報も含めて漏洩防止に努めている。

合格者は、入試部会の案を基に研究科委員会で最終判定し決定している。

採点基準や面接の評価基準を示した評点表は、アドミッション・ポリシーとの整合について、入試部会で適宜チェックしている。

2 教育課程の編成

修士課程、博士後期課程のシラバス、カリキュラム・マップの作成に際しては、ディプロマ・ポリシーとの整合を図るよう教務部会から各担当教員に依頼し、各担当教員から提出されたシラバスを教務部会で確認・点検をしている。シラバスやカリキュラム・マップは教務ガイダンス、学生便覧により周知している。

修士課程は、論文コースのほか老人看護、小児看護、精神看護、がん看護の4つのCNSコースを設け高度実践看護師の育成をしている。(基準3No3参照)

博士課程は、看護学の教育研究者を育成するための教育を行っている。

大学院の教育上の目的を達成するためカリキュラム改訂については、教務部会において審議・協議し原案を作成している。それをもとにカリキュラムを変更する場合には、運営委員会を経て、研究科委員会で協議し決定している。

3 講義及び演習

大学院生の多くが職業を有しているため、修士課程においては、必修科目を木曜日に集中して開講し、その他、夜間や遠隔でも講義等を行っている。後期課程については教員と大学院生で日程を調整し実施している。

担当教員以外の教員への講義等の分担については、CNS教育の指定科目では、看護系大学協議会の審査を経て、専門性の高い医師等を非常勤の教員として配置しているものもあり、その他最新の医療・福祉現場の情報が必要な講義等については、時間講師として、他大学の教員や病院、地域の医療従事者等に依頼しているものもある。

4 研究指導

研究指導の方法および各課程、コースのスケジュールについては大学院学生便覧に明記している。

研究指導は、「大学院研究科の教員の学内審査に関する内規」に定める「大学院における論文指導教員及び科目主担当教員の審査基準」に基づき、資格を有する教員を、主指導教員と2名以内の副指導教員として行っている。

また、学生が他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認める制度はないが、主指導教員が学外者による副指導教員の配置が必要と判断する場合は、「長野県看護大学学位論文に係る学外指導教員及び学外審査委員に関する内規」により選任し、研究科委員会の承認を得れば、他の大学院等の教員の指導を受けることができるようにしており、研究内容の専門性に応じて幅広く指導が受けられる仕組みを構築している。

修士課程では研究計画中間発表会を、博士後期課程では計画発表会を開催し、主指導教員や副指導教員以外の教員から指導・助言を受けることができる機会を提供し、研究指導の充実を図っている。

5 研究計画書審査(基準2No3参照)

修士課程においては、2019年度から2022年度までは、長野県看護大学学位規程第5条に従い、主指導教員および副指導教員による研究計画書の審査を実施し、研究科委員会に報告していた。2023年度から大学院改革に伴い、研究計画審査前に研究計画中間発表会を設けるなど新しい体制の研究計画審査を開始している。

博士後期課程においては、修士課程同様に2023年度からの大学院改革に伴い、事前審査のプロセスを設けるなど新しい体制の研究計画審査を開始している。

新たな体制での研究計画審査により、集団で学生指導を行うことで多角的な視点での指導を学生が受けられるようになってきている。

6 成績評価基準

大学院も学部と同様に2021年4月から、成績評価に「秀」を追加し、「秀、優、良、可、不可」の5段階評価とする履修規程の変更を行っている。科目ごとの目標、評価基準は、大学院シラバスに明示している。

研究計画評価基準及び学位論文審査基準は、大学院学生便覧およびWebページで公開しており、法令に基づく明示を行っている。

学位論文の審査は、修士課程では主査と2名の副査で、博士後期課程では主査と4名の副査で行っている。単科大学で、学位論文の審査ができる教員に限りがあるため、主指導教員が副査として入っている。

7 修了認定

学則及び履修規程に定める修了要件に基づき、研究科委員会で単位修得状況を確認し、修了を認定し、修士又は博士の学位を授与している。修士課程の修了に必要な修得単位数は、論文コースが30単位以上、CNSコースが42又は43単位以上、博士後期課程の修了に必要な修得単位数は17単位以上であるが、さらに学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格する必要がある。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院学則第 10 条 ・ 大学院入試 ・ 大学院入試部会規程
②	<p>第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院カリキュラムマップ ・ 教務部会規程 ・ 大学院学生便覧 ・ 学位規程
③	<p>第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。 2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることが認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院シラバス
④	<p>第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし
⑤	<p>第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること ※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 3 項を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院学則第 9 条 ・ 大学院履修規程第 7 条 ・ 大学院シラバス ・ R7 シラバス作成依頼（記載要領） ・ 大学院学生便覧 ・ 博士前期課程 ・ 博士後期課程 ・ 博士論文（学位論文）
⑥	<p>第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第三十条の二並びに第三十一条（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第五十五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項（第二項において準用する場合を含む。）と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履修する者」と読み替えるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院学則第 8 条, 第 11 条 ・ 大学院時間割 ・ 大学院シラバス ・ 大学院学生便覧

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 校地及び運動場等

(1) 校地

本学の敷地面積は、75,733 m²、寄宿舍用地・プール他用地を除くと 52,899 m²であり、大学設置基準(3,400 m²)に比べ十分な面積が確保されている。

また、学生が交流、休息その他に利用することができる、学生ホールや、木立の中の散策路や有酸素運動研究コース、語らいの並木、地域住民と学生が協働して植付け、管理を行う「ふれあい花壇」を設けている。

校舎敷地	36,951.00 m ²
運動場用地	15,948.00 m ²
寄宿舍用地	5,760.00 m ²
プール他用地	17,074.00 m ²
計	75,733.00 m ²

(2) 運動場等

広いグラウンド、テニスコート、体育館、室内温水プール、講堂、寄宿舍、学生棟、食堂、売店を備え、教育やクラブ活動等学生の大学生活の充実を図っている。

2 施設・設備

スポーツ施設、講堂及び厚生補導施設を除く校舎面積は、13,325 m²であり、大学設置基準(4,660 m²)に比べ、十分な面積が確保されている。

教室(講義室)は、大・中・小合わせて 10 室、実習室が「基礎」「成人」「母性・小児」「地域・老年」など看護領域ごとに6室、実験室2室、研究室(個人 50 室、共同4室)、図書館、保健室(医務室)、事務室、会議室等を備え、教育研究を行っている。

大学院については、学部と共用して施設を利用しており、専用の施設は、大学院生研究室3室を備えている。

インターネットによる講義配信により、分散・リモート形式での授業を大学内、自宅での受講を可能としている。情報処理教室及び LL 教室に、学生用パソコン計 90 台を設置し、授業を行う他、授業以外の時間は学生が随時使用できるようにしている。また、教職員使用領域と学生使用領域を分離した、学内LANを配置している。また、必要な数の設備や備品を備え、管理者を定めている。

開学して 30 年を迎え、施設・設備に修繕等の必要な箇所が多くなってきており、中長期修繕・改修計画による改修を進めるとともに、突発的な破損や故障等については、緊急性等を勘案しながら優先順位をつけ、計画的に整備していく必要がある。また、2025 年度は、学修環境の整備のため、Wi-Fi や学修支援システムの導入などの予算を確保し、整備することとしている。

3 図書館

図書館は、学生、教員の学修・研究に資するため、図書、雑誌、電子資料などの学術情報の収集、提供を行っている。

閲覧室 80 席、教員学習室、グループ学習室、AV ルーム、データベース検索用の端末等を設置している。蔵書は 75,354 冊。

開館時間は平日、9時～19 時。実習期間中は、平日は 21 時まで、土曜日は 10 時～16 時まで利用可能としている。

図書は看護学の新刊を中心にシラバスの内容に即したもの、教員・学生(学部生・院生)からの購入希望、その他関連領域の必要と思われるものを図書館司書が選定し購入している。実習に必要な図書は、利用状況をみながら複本も整備している。また、国家試験や、就職試験に対応するコーナーを設けている。

専門的な文献検索のデータベースが利用でき、検索結果から該当雑誌の当館の所蔵が確認できたり、リモートアクセスができるものもあり、利便性を確保している。

また、本学における研究・教育・地域貢献活動の成果を電子的手段により蓄積・保存し、無償で学内外に発信・提供するためのシステム「機関リポジトリ」の管理・運営も行っている。

教員兼務の図書館長と、司書1名、会計年度任用職員4名を配置している。

別表

区 分	面積 (m ²)	主 な 施 設 ・ 設 備
管 理 棟	2,242.13	学長室 事務室 保健室 会議室 食堂
教育研究棟	9,079.39	講義室 実習室 実験室 情報 処理室 研究室 大学院生室
図 書 館	1,200.62	閲覧室 68 席 キャレール 12 席 グループ学習室 AV コーナー
体 育 館	893.68	バスケットボール 1 面 バレ ーボール 2 面
屋内温水プール	1,131.64	25m 6 コース (内スロープコ ース 1) 健康増進研究室
講 堂	962.43	511 席 AV 設備 ピアノ
学 生 棟	802.21	学生ホール 自治会室 クラブ室
非常勤講師宿舎	328.00	1 棟 8 室
学生寄宿舍	2,504.44	2 棟 80 室
グラウンド	15,948.00	250mトラック テニスコート 4 面
有酸素運動研究 コース	12,505.00	コース延長 600m
語らいの並木		90m×2

自己評価結果	以上の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	引き続き施設・設備の計画的な修繕が必要である。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第三十四条（校地） 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。</p> <p>二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	・ 共通基礎データ
②	<p>第三十五条（運動場等） 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。</p>	・ 学内施設・センター ・ 長野県看護大学配置図
③	<p>第三十六条（校舎） 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。</p> <p>2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること ※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	・ 長野県看護大学配置図 ・ 共通基礎データ
④	<p>第三十八条（教育研究上必要な資料及び図書館） 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。</p> <p>2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	・ 長野県看護大学附属図書館
⑤	<p>第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	・ 備品一覧

③については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 教育研究実施組織について</p> <p>大学全体の管理運営責任を負う学長の下、大学運営に関する重要事項を審議する機関として学部を所掌する教授会及び大学院を所掌する研究科委員会を置いている。また、学長直下に、運営委員会、評価委員会、人事特別委員会、安全衛生委員会、研究推進委員会を設置している。災害や感染症への迅速に対応するため、危機管理センターを設置している。</p> <p>教授会の下部組織として委員会・担当を設置し、助教・助手を含む全教員で構成している。また、研究科委員会においても、下部組織として教務部会と入試部会の2部会を設けており、両部会は、講師以上の職位にあるものによって構成している。</p> <p>大学運営上の様々な課題については、委員会・部会で検討のうえ、運営委員会で協議し、教授会・研究科委員会に諮ることとしている。</p> <p>更に、本学では、看護実践国際研究センターを置き、その下に「地域貢献活動部門」「専門能力開発支援部門」「国際交流部門」「認定看護師教育部門」の4部門を置き、地域住民等との協働・共創を図る健康に関する取組や看護師等へのリカレント教育の実施、国際交流の推進等の教育研究を行っている。</p> <p>事務局では、学部、大学院を合わせたの業務を行っており、体制は、事務局長以下20名で、大学運営全般を行う総務課と学生支援及び教務全般を業務とする教務・学生課との2つの課と図書館を置いている。職員は、教授会の下におかれる各委員会にも出席し、必要な事務を行っている。</p> <p>また、県立の大学としてその運営に広く県民の意見を反映させるため、外部の有識者等からなる大学運営協議会を設置し、委員からの意見を学校運営に反映している。</p> <p>2 学生への支援（厚生補導）について（基準3No2参照）</p> <p>(1) 学生委員会</p> <p>教授会の下に教職員により組織された委員会で、学生の生活指導及び支援、課外活動、健康管理、健康相談、寄宿舍・寄宿生、奨学生、就職、厚生に関することを所掌し、特に学生自治会やサークル活動への支援、キャリアガイダンスの開催、国家試験のための補講開催、卒業生を対象としたホームカミングデーを開催する。</p> <p>学生支援全体のPDCAを担っている。</p> <p>(2) 学生支援体制</p> <p>学生の相談内容や問題となっている事項に応じて、学部長(学部)、研究科長(研究科)の指揮の下、学生委員会、</p>	<p>学年顧問、保健室保健師、学生支援員、就職支援員、教務・学生課職員等の関係者と連携して対応する。学修面の支援については、相談を受けた学年顧問が授業担当教員等へ対応を依頼するが、相談によっては関係の分野責任者、実習委員会、教務委員会等へ報告し、組織としての対応を行っている。</p> <p>ア 学年顧問</p> <p>① 各学年に2人の学年顧問を置き、学生の生活・履修・進路・学修面の相談を受ける。</p> <p>② 休学、復学、退学、奨学金や就職推薦に係る書類作成及び保護者との連絡・調整を行う。</p> <p>③ 卒業延期生は卒業まで同じ教員が担当する。</p> <p>イ 保健室保健師</p> <p>健康管理(精神・身体)全般を担う。</p> <p>ウ 学生支援員</p> <p>学生支援員は日常生活全般に係る相談及び助言等の支援、課外活動の相談及び助言、寄宿舍・入居に関する相談支援を行う。</p> <p>エ 就職支援員</p> <p>キャリア形成、就職・進学等の進路、国家試験に係る相談等支援を行う。</p> <p>オ ハラスメント相談員</p> <p>保健師、学生支援員、教員3名が、学内のハラスメントに関する相談等に対応する。</p> <p>(3) 学生からの要望等について</p> <p>学生からの要望等については、(2)により適時把握する他、学部生では、学生自治会と学長、学生委員長との懇談を設けたり、大学院では、大学院生との懇談会を設けたりして、意見を聞き、改善に向け取り組んでいる。</p> <p>(4) 経済的な支援が必要な学生への支援について</p> <p>入学時に行う教務ガイダンスで、奨学金・授業料の減免について、新入生に説明をしている他、随時、全学生にメールを送信したり、教務・学生課窓口で相談に応じたりしている。</p> <p>ア 修学資金等</p> <p>日本学生支援機構奨学金、長野県看護職員修学資金、上伊那広域連合看護師等修学資金</p> <p>イ 授業料・入学金の減免</p> <p>長野県看護大学条例に規定し、高等教育修学支援制度対象者、その他経済的理由により授業料を納付することが困難な者、休学等事情がある者に対して減免することができる。希望する者には、分割納付(年4回)に対応している。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	
<p>改善を要する点</p>	<p>特になし</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	<p>大学設置基準</p> <p>第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。 3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 ① 4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 5 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。 6 省略 7 省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県組織規則 第133条（内部組織） ・大学組織図（本書 P3） ・令和7年度大学組織及び教授会委員会名簿 ・教務委員会規程 ・学生委員会規程 ・自己点検・評価報告書
	<p>大学院設置基準</p> <p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。 3 大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 ② 4 大学院は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度大学組織及び教授会委員会名簿 ・大学院教務部会規程
	<p>関係事項</p>	
③	<p>学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基準3-2に記載 ・学生委員会規程
④	<p>学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいや理由とする差別を解消するための職員対応要領
⑤	<p>学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金及び授業料の減免について

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 3つのポリシー

本学では、学部・大学院(研究科)の全体的な課題として、ディプロマ・ポリシー(学位授与に関する方針。以下「DP」という。)を本学の教育上の目的を踏まえているか再検討し、それに整合したカリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施方針。以下「CP」という。)を検討する必要があったため、2021年度に、評価委員会の指揮のもと、学部については教務・実習委員会で、研究科(大学院)については教務部会で上記課題を検討し、それを評価委員会の下においたワーキンググループで細部にわたり検討し、その後、評価委員会で審議し、教授会・研究科委員会で協議し、DP及びCPの見直しを行い、2022年度から適用した。3つのポリシーは、中教審のガイドラインに沿ったものである。大学案内、入学者選抜に関する要項、学生募集要項、学生便覧、本学 web ページに掲載し公表している。

(1) DPと一貫性を持たせたCPの検討

学部においては、開学以来使用されてきた本学の「教育目標」を活かす形でDPを7つの大項目(7つの能力)として作成し、その能力を具体的に示した下位項目も併せて作成した。また、DPの7つの能力を達成するためにどのような方針をもってカリキュラムを編成しているのかを説明するものとして5つのCPを策定した。

研究科においては、DPを、以前からある「研究科の教育目標」を基盤にし、修了時に身に付けてほしい(期待する)能力を検討して作成した。CPは、DPに対応させて科目配置を検討し、従前のCPの表現を見直しながら作成した。博士前期課程(修士課程)では、コース(論文コース・専門看護師(CNS)コース)ごとに到達目標が異なっていることから、コース別にDP及びCPを定めることとし、論文コースに5つのDPと5つのCPを、専門看護師(CNS)コースに5つのDPと6つのCPを策定した。博士後期課程では、4つのDPと4つのCPを策定した。この見直しの中で博士後期課程では、科目(看護教育特論)を新設した。

(2) アドミッション・ポリシー(入学受入方針。以下「AP」という。)について

学部・研究科におけるDP及びCPの検討に併せてAPの見直しの必要性についても検討し、以前からのものを引き続き使用していくこととした。

2 教学マネジメント指針について

本学では、大学としての教育成果の可視化や学生の学修成果の可視化を実行しつつ、自己点検・評価を通じて組織的な教育の改善に取り組むために、2024年1月に教学マネジメント指針を定め、運用している。指針では、次のとおりPDCAを回し改善に取り組み、質の高い教育を提供していく仕組みを定めている。「1 教育内容の改善」(1)DPに定める修得す

べき能力・資質とカリキュラムとの関連性を体系的に示すカリキュラムマップにより明確化する。(2)DPに基づくCPに従って、各授業形態が適切に配置されているか、DPに明記された修得すべき能力にふさわしい授業がバランスよく配置されているか、点検を行う。その際、カリキュラムマップとカリキュラムツリーを活用する。(3)カリキュラムは、学問分野の進展、時代の要請や社会のニーズに応じて改編を検討。学修成果の可視化の結果や学生の履修状況を踏まえて改善に取り組む。「2 教育方法の改善」(2)DPに基づくCPと各授業の連関を明らかにしたシラバスを作成し、記載項目と記載内容を点検し、授業内容・授業方法の改善をはかる。

(1) カリキュラムマップ・カリキュラムツリー

学生が、それぞれの科目がDPのどの能力を育成するために実施されているかを把握できるようにするため、学部・大学院のカリキュラムマップを2021年度に全科目担当者の協力を得て作成し、2022年度に公表した。また、学部においては、学年が上がるにつれて、科目の内容がどのようにつながり、DPの示す能力・資質を育てていくかを把握できるようカリキュラムツリーを策定し、2022年度に公表した。更に2023年度に、教務委員会を中心に、学年が進むにつれて、どのように学修が進展していくか見えるようにカリキュラムツリーを検討し、2024年度からカリキュラムツリーを改正した。カリキュラムマップ・カリキュラムツリーは学生便覧に掲載し学生に周知するとともに、年度当初のガイダンスで、DPとCPのつながりやカリキュラムマップ・カリキュラムツリーについて学生に説明している。

(2) アセスメント・ポリシー

本学では、DPに示した学修成果を可視化し、適切に把握し、教育改善を恒常的に実施する目的で、3つのポリシー(DP, CP, AP)を踏まえた学修成果の評価方針(アセスメント・ポリシー)を定めている。評価は、入学時から卒業時までとし、大学機関レベル、学部(教育課程)レベル、個々の科目レベルの3段階で多面的に実施することとしている。

作成にあたっては、2021年度に学部は教務・実習委員会で、研究科は教務部会で検討し、評価委員会で審議し、学部は教授会、研究科は研究科委員会で協議した上で策定し、2022年度から適用している。

2024年度に評価委員会でアセスメント・ポリシー評価データを共有し、評価観点の議論を開始した。

3つのポリシーの点検評価は、毎年の自己点検・評価、学生による授業評価、卒業時DP調査、アセスメント・ポリシー評価をとおり、授業内容や実施方法については各授業担当・科目責任者、DPについては評価委員会が、CPについては教務委員会・教務部会が、APについては入試検討委員会・入試部会が行っている。

自己評価結果	以上の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育理念と方針（学部） ・ 教学マネジメントにフォーカスした内部質保証の全体像図 ・ 教学マネジメントに係る指針 ・ カリキュラムマップ ・ カリキュラムツリー ・ 学部アセスメントポリシーの評価担当 ・ アセスメントポリシー評価データ ・ 教務委員会規程 ・ 入試検討委員会規程 ・ 評価規程 ・ 教授会規程 ・ 博士前期課程 ・ 博士後期課程 ・ 大学院カリキュラムマップ ・ 大学院アセスメントポリシー評価担当 ・ 大学院教務部会規程 ・ 大学院入試部会規程 ・ 評価規程 ・ 研究委員会規程

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>教育研究活動等の状況に係る情報については、本学 web ページ内に「教育情報の公表」ページを設け公表する他、前年度の状況は「自己点検・評価報告書」を作成し公表している。</p> <p>1 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項関係（第 3 項で第 1 項を適用する大学院に係るものも含む）</p> <p>(1) 大学の教育研究上の目的及び方針①卒業又は修了の認定に関する方針②教育課程の編成及び実施に関する方針③入学者の受け入れに関する方針</p> <p>ア 大学</p> <p>教育研究上の目的は、長野県看護大学条例第 2 条に定める大学の設置目的であり、これを発展させ、わかりやすくした「教育理念」を、大学案内、入学者選抜に関する要項、学生募集要項、学生便覧、本学 web ページに掲載し公表している。</p> <p>また、①学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、②教育課程の編成、実施方針（カリキュラム・ポリシー）、③入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）についても、大学案内、入学者選抜に関する要項、入学者選抜案内（③のみ）、学生募集要項、学生便覧、本学 web ページに掲載し公表している。また、オープンキャンパスでも、高校生等参加者に対し、それぞれのポリシーについて説明を行っている。</p> <p>イ 大学院</p> <p>アの「教育理念」に加え、大学院では「大学院の目的」を定め、学生募集要項、学生便覧、本学 web ページに掲載し公表している。</p> <p>また、①ディプロマ・ポリシー、②カリキュラム・ポリシー、③アドミッション・ポリシーについても、同様に大学案内、入学者選抜案内（①③のみ）、学生募集要項、学生便覧（①、②のみ）、本学 web ページに掲載し公表している。</p> <p>(2) 教育研究上の基本組織</p> <p>大学案内、学生募集要項、大学院学生便覧、本学 web ページに掲載し公表している。</p> <p>(3) 教員組織、教員数、各教員が有する学位及び業績</p> <p>本学 web ページに、掲載し公表している。教員の学位及び業績については、教員ごとにページを設けている。</p> <p>(4) 入学者の選抜</p> <p>選抜方法や配点、障がいのある入学志願者との事前相談について、学生募集要項に掲載し、本学 web ページで公表している。入試区分ごとの志願者数・受験者数・合格者数・入学者数について本学 web ページに掲載し公表している。</p> <p>(5) 入学者数、収容定員、学生数、卒業（修了）者数、進学者数、就職者数、進路状況、外国人留学生の数</p> <p>本学 web ページに掲載し公表している。また、進路状況については、「進路の手引き」として冊子にまとめキャリア支援のハンドブックとしている。</p>	<p>(6) 授業科目、授業の方法及び内容、年間の授業の計画</p> <p>授業科目一覧を学生便覧に掲載するとともに、各科目ごと科目名、単位数、時間数、教員名、開講年次・開講学期、科目概要、ディプロマ・ポリシーとの関連、目標、授業計画・内容、評価方法、テキスト・参考書、備考を記載したシラバスを、本学 web ページに掲載し公表している。</p> <p>(7) 学修の成果に係る評価、卒業又は修了の認定に当たっての基準</p> <p>学生便覧に「履修すべき単位数と履修上の注意」「単位認定について」「成績評価」を掲載するとともに、本学 web ページに「成績評価基準」「卒業認定基準」を掲載し公表している。</p> <p>(8) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境</p> <p>大学案内、学生便覧、本学 web ページに掲載し公表している。オープンキャンパス時に高校生等参加者に説明を行っている。</p> <p>(9) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用</p> <p>学生募集要項、学生便覧、本学 web ページに掲載し公表している。</p> <p>(10) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援</p> <p>学生便覧、本学 web ページに掲載し公表している。オープンキャンパス時に高校生等参加者に説明を行っている。</p> <p>2 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 3 項関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況 ・大学院設置基準第 14 条の 2 第 2 項に規定する学位論文に係る評価に当たっての基準 <p>「修士論文の到達目標及び審査基準」「博士論文の到達目標及び審査基準」を学生便覧と、本学 web ページに掲載し公表している。</p> <p>3 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 4 項関係</p> <p>前各号に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報（努力義務）特になし</p> <p>4 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 5 項関係</p> <p>情報公表体制の整備</p> <p>各事業の責任部門、広報・交流委員会、ネットワーク推進委員会、事務局等が連携し、本学 web ページ等を活用して公表を行っている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	学校教育法 第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育情報の公表 ・ 自己点検・評価報告書
②	学校教育法施行規則 第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること 六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること <ol style="list-style-type: none"> 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。 3 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育理念と方針 ・ 教育研究上の基本組織 ・ 教育研究の実施組織 ・ 教職員数 ・ 教員一覧 ・ 入学者選抜に関する要項 ・ 入学者の数 ・ 定員・在学者数 ・ 卒業生の進路状況 ・ シラバス ・ 成績評価基準 ・ 卒業認定基準 ・ 学内施設・センター ・ 授業料・納付金 ・ 各種支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院入学者の標準年限修了者の占める割合等 ・ 大学院シラバス ・ 博士前期課程 ・ 博士後期課程

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 自己点検・評価報告

毎年、評価委員会を中心に、学校教育法第109条第1項に定める自己点検・評価を行い、結果を「自己点検・評価報告書」にまとめ、公表している。

2018年度の認証評価の結果を受け、2022年度分の自己点検・評価報告書からは、教授会の下におかれる各委員会が、自らの委員会の活動に関して課題を明確化しPDCAとして捉えるように「活動目標及び自己評価」の様式を変更し、前年度の活動の総括→当該年度の課題→当該年度の活動目標→当該年度の自己評価→当該年度の総括→次年度の課題→次年度の活動目標を記載することとしている。

2 認証評価

同法同条第2項に定める認証評価を、7年以内に1回、認証評価機関から受けており、2006年度、2011年度、2018年度に公益財団法人 大学基準協会から受審している。

2018年度の受審においては、6項目が改善課題とされ、それに対する取組を実施し、2022年度に改善報告書を提出した。改善報告書の検討結果として6項目中3項目について引き続き改善が必要とされ、大学全体で改善に向け取り組んでいる。主な取組内容は以下の→のとおり。

① 看護学研究科では、教育研究上の目的を学則又はこれに準ずる規程に定めていないため、改善が求められる。

→ 学則に準ずる規程として「長野県看護大学大学院における教育研究上の目的に関する規程」を定めた。(2025.4)

② 「評価委員会」を中心とした組織的な点検・評価の実施に至っていないことから、点検・評価の結果に基づく改善・向上の取組も含めて引き続き改善が求められる。

→ 上記1に記載のとおり、自己点検・評価報告書の様式を改正するとともに、評価委員会が各委員会等の目標設定や評価内容のチェックを行っている。また、学生による授業評価アンケートや卒業時DP調査のチェックを行い、運営委員会や教授会等へ報告するPDCAを回す取組を行っている。

③ アセスメント・ポリシーに示した測定方法と学位授与方針に示した学修成果との連関を明らかにして、学修成果の把握・測定に取り組むよう、改善が求められる。

→ 評価委員会が、アセスメント・ポリシーによるデータ収集と分析を行い、運営委員会、教授会で情報を共有している。

3 内部質保証のための組織的な取組について

2②の「内部質保証について組織的な点検・評価の実施に至っていない」との指摘を受け、評価委員会が中心となり、内部質保証と教学マネジメント強化の取組について検討し、「委員会活動等も含めた内部質保証の全体像について」「教学マネジメントにフォーカスした内部質保証の全体像」「教学マネジメントに係る指針」「アセスメント・ポリシー」を2024年1月に教授会に諮り定めた。また、1月末には教員向けの説明会を実施し、周知を図った。(基準2No1 参照)

内部質保証のために、内部質保証体制図に示すとおり、各委員会等が連携し、PDCAを機能させるよう組織的に取り組んでいくこととしている。

全体統括は、学長

PLAN: 中期計画に基づきACTIONからのフィードバックを踏まえ、運営委員会で行動計画を立て教授会等で合意を得る。

DO: 中期計画の目標達成や人材育成の目的達成に向け組織(各委員会・部会、教員、分野、学部・研究科、大学全体)で実行。各委員会・部会ごと各々の所轄事項を実施。

・教学マネジメントを大学レベル、学部研究科レベル、科目レベルで、教育内容、教育方法の改善や教育実施体制の確立など教学マネジメント指針に沿って実施。

CHECK: 評価委員会は、中期計画の目標達成への到達状況を確認し、人材育成の目的達成に向け、組織が有効に機能しているか、情報を体系的、継続的に収集・分析する。

ACTION: 評価委員会からの提言を基に、運営委員会において、計画の目標達成に向かっていくか、人材育成の目的は達成できているかを確認し、組織の見直しや計画修正等を行い、教授会・研究科委員会等で合意を得る。

本学外部の、外部評価委員による評価や大学教育質保証・評価センターによる評価を受け、内容をPLANに反映させる。

4 第4次中期計画(2024~2028年度)

今後本学が目指すビジョンを実現するために、「1. 本学の貫いた看護教育研究の強化・充実」「2. 地域社会貢献活動の充実」「3. 有機的な大学運営の充実」を基本項目とし、その達成のために重点的に取り組む重点目標を定めている。教職員が目標を意識し、教育研究活動や大学運営・委員会活動の中で、他と連携・協力して取り組むことが求められる。各委員会の年度当初の活動目標には、本計画の目標を盛り込むように、評価委員会がチェック機能を担っている。

5 教育活動・研究活動の向上に関する研修等

FD・SD委員会、教務委員会、実習委員会等の各委員会がその時々課題について教職員を対象に研修を実施してきている。主な内容は、新入教職員オリエンテーション、教員相互による授業参観、リベラル・アーツ教育、教養ワークショップおよびDX教育に向けた研修会、学内外の講師や臨床看護師等を招いて、討議を取り入れた研修会、指定規則の改正を受けた新カリキュラム作成に向けた学内外の講師による研修会、長野県看護大学研究集会、文献検索法および科学研究費申請に係る研修会等。

これまで、各委員会が個別の研修を主催してきたが、2023年度策定の中期計画において、教育研究活動の強化・充実に向けて関連委員会の横断的な連携の強化が示され、協働して、研修計画の立案に取り組んでいる。

ティーチング・アシスタントには、授業担当教員が個別に必要な教育内容等を伝えており、研修には位置付けていない。

6 卒業時DP調査、学生の学修成果の把握、学生による授業評価(基準2No1、No2参照)

卒業時のDPの達成度自己評価を2022年度から行っている。学生が、自らの資質・能力や到達目標に対する達成度等の学修成果を学年を積み重ねていく中で把握できる仕組みの構築は、今後学修支援システムの導入とあわせ検討していく。

全教科について、1年を前期・後期にわけ、「学生による授業評価」を実施し、集計結果・教員からのコメントを学生・教員に公開している。これは、ディプロマ・ポリシーに基づいた授業に向け、担当教員の授業方法及びシラバスを検証し、教育の質向上を図るとともに、学生自身が授業への取組を自己点検することを目的としている。

自己評価結果	以上の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価報告書 ・長野県看護大学に対する大学評価（認証評価）結果（公益財団法人大学基準協会）
	学校教育法施行規則	
②	<p>第五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	・該当なし
③	<p>第五十八条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	・該当なし
④	<p>第六十六条 大学は、学校教育法第九十条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県看護大学評価規程 ・委員会活動等も含めた内部質保証の全体像 ・内部質保証の全体像等 ・学術マネジメントにフォーカスした内部質保証の全体像図 ・学術マネジメントに係る指針 ・学部アセスメントポリシー評価担当 ・大学院アセスメントポリシー評価担当
	大学設置基準	
⑤	<p>第十一条（組織的な研修等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・FD・SD委員会規程 ・研修実績一覧（2019～2024） ・第21回長野県看護大学研究集会プログラム、アンケート結果 ・長野県看護大学ティーチン・アシスタント実施要領
	大学院設置基準	
⑥	<p>第九条の三（組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	・同上
	関係事項	
⑦	<p>学修成果 学生の学修成果を適切に把握し評価する取組みを行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ディプロマ・ポリシーに対する到達度自己評価について ・DPの達成度自己評価（2022年度、2023年度、2024年度） ・学生による授業評価について
⑧	<p>設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等は正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。</p>	・該当なし

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 概要

(1) 予算、決算

本学は県の直営となっているため、予算編成は県全体としての予算編成の中に組み込まれており、県の財政担当課から示される予算編成方針等に基づき予算を編成している。したがって大学独自に財政計画を策定する状況にはなく、本県の財政が厳しい状況に置かれている中での財政運営となっている。

予算執行は、県の条例、規則に基づき事務処理を行い、会計局会計センターによる検査・指導や県監査委員事務局による監査を受けながら、適正な予算執行に努めている。

表1 決算の状況(2021～2023年度)

(単位:千円)

項目/年度	2021年度	2022年度	2023年度
【収入】	888,106	900,639	899,224
授業料収入	175,633	197,159	195,170
入学料収入	26,029	27,918	26,339
入学審査料収入	9,692	6,744	7,467
補助金等収入	2,568	241,599	18,601
その他収入	8,831	9,488	12,221
一般財源	665,353	417,731	639,426
【支出】	888,106	900,639	899,224
人件費	529,681	537,445	549,875
教育研究費	50,443	67,899	67,437
管理費	89,678	96,964	95,291
補助活動事業費	10,858	12,566	14,153
所定支払金	200,229	170,319	114,149
その他の消費支出	3,322	3,578	2,435
資本的支出	3,895	11,867	55,884

(2) 外部資金の獲得

教育を支える研究活動を積極的に行うため、外部競争資金の獲得を図っている。

(単位:千円)

項目/年度	2021年度	2022年度	2023年度	
科学研究費補助金 (本学執行分)	件数	15	20	21
	金額	12,800	16,900	11,500
その他の外部資金 (受託研究、助成金)	件数	2	3	2
	金額			

2 実績

(1) 予算、決算の状況(2023年度)

歳入は、大学の自主財源である学生納付金(授業料など)が約3割、県の一般財源等が約7割を占めている。県立大学として、教育研究活動を遂行するために必要な財政基盤は安定している。

歳出は、教職員及び非常勤講師等の人件費が約8割、大学の管理運営に必要な物件費が約1割、教育研究に必要な物件費が約1割となっている。

(2) 予算(2025年度)

大学運営の通常予算に加えて、学修環境の充実と大学運営の効率化を図るため、Wi-Fi や学修支援システムの導入など教育 ICT 環境を整備の予算を確保し、導入に向け取り組んでいる。

3 課題及び方策

- 県予算全体の緊縮傾向が続く中、固定的経費である人件費の割合が高まっており、物件費の効率的な予算執行が求められている。限られた予算を有効に活用するためには、物品購入等にあたり積極的に競争原理を導入する必要がある。
- 看護の発展に寄与する優秀な人材を確保・育成するとともに、安定的な財源を確保するために、学部生及び大学院生の積極的な募集を行う必要がある。
- 施設、設備の適切な維持管理を行うことは、安全・安心な大学生活を送るために欠かすことができないが、必ずしも十分な予算が確保できていない。計画的な修繕・改修を行うため粘り強く予算の確保に努める必要がある。

自己評価結果

以上の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

改善を要する点

特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	大学設置基準 第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度当初予算編成方針 ・令和7年度長野県予算議案及び予算説明書 歳出 (PDF) 8-11、12
②	大学院設置基準 第二十二条の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	同上

又 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 ICT環境の整備</p> <p>(1) 体制 教授会の下に、ネットワーク推進委員会を置き、次の業務を担当している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア コンピューターネットワーク(以下「ネットワーク」という。)のデザイン策定と執行 イ ネットワークにかかわる予算策定と折衝 ウ ネットワークにかかわる機器の購入・設置・設定 エ ネットワークのセキュリティ対策 オ ネットワーク関連機器の監視 カ ネットワークに関するクレーム対応 キ アウトソーシング業者の窓口 ク メールアドレスの登録削除変更の学内側の窓口 ケ メールアドレス管理 <p>ネットワークの整備に係る費用については、県予算の確保が必要なため、事務局職員と連携をとり、進めている。</p> <p>(2) 情報処理機器等 学内LANは、管理棟、教育研究棟、図書館、非常勤講師宿舎、寄宿舎の全域に配置し、利便性を保つと同時に、教職員使用領域と学生の使用する領域を分離、高度な機密情報の保持を徹底している。ただし、無線LANが未整備であり、現在、予算を確保し整備に向け取り組んでいるところである。</p> <p>教育研究棟内の情報処理教室に学生用パソコン45台を設置し、授業以外の時間は学生に開放し、随時使用できる体制となっている。</p> <p>LL 教室には、LL 学習システムがインストールされた学生用パソコン45台(いずれもヘッドセット付き)を設置し、語学学習等に活用している。</p> <p>また、インターネットによる講義配信により、大学内、自宅での分散・リモート形式での受講を可能としている。</p> <p>(3) 看護DX教育準備プロジェクト 2022年度に、コロナ禍を経て大きく変わる看護教育への対応を検討するために、①本学の教育評価及びニーズ調査、②リカレント教育のニーズ調査、③本学の教育ニーズ調査、④学内ICT環境整備、⑤長野県の保健・医療・福祉を取り巻く現状把握、の取組を行った。</p> <p>その中で「学生が主体的に学修したくなる環境の整備」</p>	<p>の一つのツールとして、個々の学生の学修成果が可視化される「学修支援システム」や「シミュレーションルーム」の設置が提言された。まずは、2025年度にWi-Fiや学修支援システムの導入を行うこととしている。</p> <p>(4) 文献検索データベース・機関リポジトリ 文献検索のデータベースは「医中誌Web」「看護索引Web」「MEDLINE」「CINAHL with Full Text」が利用できる。</p> <p>検索結果から該当雑誌の当館の所蔵が確認できるOPACリンクを貼り利便性を高めている。「医中誌Web」「MEDLINE」「CINAHL with Full Text」はリモートアクセスが可能、同時接続数無制限であり、「看護索引Web」は学内LAN接続のパソコンであればどこからでも利用できる。</p> <p>また、本学における研究・教育・地域貢献活動の成果を電子的手段により蓄積・保存し、無償で学内外に発信・提供するためのシステム「機関リポジトリ」の管理・運営も行っている。</p> <p>2 継続的な研究成果の創出のための環境整備(基準1チ、基準2No4参照)</p> <p>(1) 研究推進検討プロジェクト 本学の研究をより推進するために、2023年度に、一元的に研究推進を行う組織の設置を検討する研究推進検討プロジェクトを立ち上げ、次の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究活動の支援体制および環境整備状況の洗い出し ・教員特別研究の実施要項の見直し→2024年度募集と審査の実施(根拠資料:改正実施要領、教授会議事録) ・科研費申請の支援体制(相談チーム)の試み ・研究推進委員会(仮称)の任務の検討 <p>2025年度から、研究推進検討プロジェクトは研究推進委員会として、学長直下の機関に位置付けられ、FD・SD委員会、倫理委員会、運営委員会等と連携して、各教員が研究に取り組みやすい環境の整備を図る活動を行っていくこととしている。</p> <p>(2) 看護大学研究集会 FD・SD委員会と研究推進検討プロジェクト(研究推進委員会)が連携し、学内の教員特別研究等の研究成果の報告会を年1回行い、本学教員の研究活動の推進に貢献している。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	
<p>改善を要する点</p>	<p>特になし</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県看護大学ネットワーク推進委員会規程 ・ICT整備概要ペーパー
②	継続的な研究成果の創出のための環境整備 持続的に優れた研究成果が創出されるよう研究環境の整備や充実等が行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ・研究推進検討プロジェクト検討結果 ・研究推進委員会規程 ・第21回長野県看護大学研究集会プログラム、アンケート結果

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

<p>(1) 自己分析活動における問題意識</p> <p>本学では、自己点検・評価報告書は毎年作成している（基準1チ参照）。各委員会は委員会規程に明記された所掌事項について活動の実績を報告していたが、大学の目標に基づくPDCAサイクルが十分機能しているとは言えない状況があった。PDCAサイクルによる内部質保証の取組という教職員の意識化と取組の可視化が課題であった。教学マネジメントについても、学生による授業評価アンケートを実施し、教員へのフィードバックをしてくれているが、活用と学修成果等の検証には課題がある。</p> <p>本学の学部教育は、看護師助産師保健師の指定規則に伴うカリキュラムの変更を行ってはいるが、開学以来30年、大きな変更は行っていない。近年の18歳人口の減少やグローバル化、ICT化等の社会の変化及び看護系大学のモデル・コア・カリキュラムに対し、本学の教育課程が対応できているのか等、教育評価や検討を行っていなかった。</p> <p>大学院教育では、教育の質を高めるため指導方法や指導体制について見直す必要があった。</p> <p>教員の研究活動については、FD・SD委員会による科研費獲得のための研修の実施や、研究活動推進のための「教員特別研究」等の制度があるものの、自己分析活動を行いながら全学的に研究を推進する組織的な体制がなかった。</p> <p>(2) 自己分析活動の方針及び体制</p> <p>2023（令和5）年度に現状分析を踏まえた第4次中期計画を全学で作成し、それに基づいてPDCAサイクルを回す大学運営に取り組むこととした。内部質保証について、「委員会活動等も含めた内部質保証の全体像」作成し、PDCAサイクルを回した教育や大学運営ができるよう体制整備を行っている。</p> <p>本学の評価に関する取組は、「長野県看護大学評価規程」に基づき、評価委員会が実施している。評価委員会では、過去3年間のデータの比較分析を行うことや、各委員会の活動目標が第4次中期計画に基づくものになっているかなどのチェックを行い、本学の自己分析活動の中核として活</p>	<p>動している。</p> <p>教育課程・学修成果については、2022（令和4）年度に看護DX教育準備プロジェクトを立ち上げ教育評価とニーズ把握を行い、2023（令和5）年度に第4次中期計画の作成に結びついた。現状分析を通して「今後本学が目指すビジョン」を示すことができた。ビジョン達成のための基本目標1に、「本学の一貫した看護教育研究の強化・充実」を掲げ、学部は教務委員会と実習委員会が中心となって教育改革に取り組むこととした。大学院は研究科委員会の教務部会に課題抽出と解決に向けた検討を依頼した。</p> <p>大学院教育については、主指導教員による個人指導ばかりでなく、組織的な履修指導や集団指導体制による研究指導を研究科教務部会で行うこととした。</p> <p>教員の研究活動の推進については、現状の分析を行い、さらに研究を推進する方策を検討するため、2023（令和5）年度に「研究推進検討プロジェクト」を立ち上げた。2年間の検討を経て、2025（令和7）年度からは、学長直下の委員会として、「研究推進委員会」を設置した。</p> <p>(3) 学修者本位の学修成果の把握・可視化につながる自己分析活動の考え</p> <p>本学では、各委員会が年度末に所掌事項を総括し、次年度の活動計画を立て実施するという活動が定着しており、目標に対して活動を評価することや収集したデータを分析して共有することが十分できていなかった。第4次中期計画作成は全学的に取り組み、近年の社会情勢を踏まえ、本学が育成する看護人材とそのための大学のあり方を示し、その実現のための目標を設定した。各委員会がこれに基づき自己分析活動を含めた委員会活動を行い、全学的には評価委員会がその機能を果たし、特に学生による授業評価や卒業時到達目標（ディプロマ・ポリシー）の自己評価を全学に共有することで、学修成果の把握・可視化を活かした教育活動や委員会活動になり、それが学生の学修成果に反映されるようになることを考える。</p>
--	---

2) 自己分析活動の取組み（目次）

※学修成果の適切な把握及び評価、並びに継続的な研究成果の創出のための環境整備に関する取組み等をそれぞれ1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	評価委員会の機能強化及び運営委員会等との連携による内部質保証の強化	39
2	長野県の地域医療に貢献する3職種統合カリキュラムによる教育の質保証に関する取組【学修成果】	40
3	教育の継続性と質保証のための大学院改革	41
4	研究推進の取組【研究環境整備】	42

3) 自己分析活動の取組み

タイトル (No. 1)	評価委員会の機能強化及び運営委員会等との連携による内部質保証の強化
分析の背景	<p>毎年作成している自己点検・評価報告は、各委員会の活動の実績が報告されているが、大学の目標に基づく PDCA サイクルが十分機能しているとは言えない状況があった。PDCA サイクルによる内部質保証の取組という教職員の意識化と取組の可視化が課題であった。教学マネジメントについても、学生による授業評価アンケートを実施し、教員へのフィードバックをしているが、検証について組織的な対応が不十分である。また、学生へのフィードバックや学修成果の検証にまで至っていない</p>
分析の内容	<p>1 評価委員会の取組</p> <p>2023 (令和 5) 年度には、評価委員会が中心となって、委員会活動等も含めた内部質保証の全体像を検討し、大学組織として内部質保証を実行するためのフロー図として、PDCA サイクル回すための組織図を作成した (P4 (7) 内部質保証体制図参照)。また、教学マネジメントについても、教員レベル、学部レベル、大学レベルで PDCA サイクルを回して組織的な教育ができるよう「教学マネジメントにフォーカスした内部質保証の全体像」を策定した。これらについては、教授会を通じた周知に加えて、評価委員会が全学研修会を開催して、内容の理解が浸透する取り組みを行った。また、学修成果を可視化し、教育改善を恒常的に実施する目的でアセスメント・ポリシーを定め、データ収集と分析を開始した。その結果は運営委員会や教授会で報告して、各委員会等での活用を周知した。</p> <p>2024 (令和 6) 年度からは、評価委員会を月 1 回の定例開催とし、委員を授業評価、ディプロマ・ポリシーの評価、各委員会・部会等の目標設定や評価内容のチェックの 3 つに分けて分担し、評価委員会全体で検討するようにし、内部質保証に関する評価委員会の強化を図っている。また、2024 (令和 6) 年度の各委員会の目標設定については、第 4 次中期計画の重点目標の項目が各委員会の活動目標に反映されていることを確認し、教授会でフィードバックした。</p> <p>2 学生による授業評価の取組</p> <p>本学では 2003 (平成 17) 年度から学生による授業評価を開始し、体制整備や実施方法を随時検討・改善してきた。実施体制は、2022 (令和 4) 年度までは関連委員会からの委員による教学マネジメント部会が担い、2023 (令和 5) 年度からは内部質保証の組織的位置づけから評価委員会が担っている。授業評価の実施 (データ収集) は、前後学期はじめに授業評価アンケートの実施を学生及び教員に告知し、各学期の最終時に QR コード及び URL を学生に示してアンケートへの参加を促した。収集したデータは事務局が集約している。各科目については科目責任者に結果をフィードバックして、学生へのコメントの記載依頼を行い、アンケート結果と教員のコメントを事務局での掲示により学生にフィードバックをしている。評価委員会では、アンケート結果及び教員のコメントについて大学としての課題を抽出して検討するとともに、関係する委員会等に検討依頼をしている。これらの結果は運営委員会及び教授会に報告している。教務委員会では各教員にシラバス等への反映を呼びかけている。また、学生自身の学修成果として、卒業時にディプロマ・ポリシーの自己評価を 2022 (令和 4) 年度から開始した。データの蓄積による比較分析や、卒業時だけでなく学生の経年的自己評価の実施も課題と考えている。授業評価アンケートは全体的に回収率が低いため回収率アップの検討を行っている。次の学期では各科目の最終授業時間を 10 分早めに終了し、学生に授業評価アンケートの QR コード及び URL を提示したうえで、教員は退出し、学生が自由意志で授業評価アンケートに参加できるようにするなどの対応を依頼することとしている。</p>
自己評価	<p>内部質保証の全体像の策定や、第 4 次中期計画の策定に基づく各委員会の取組については、教授会及び教員への周知によって PDCA サイクルを回す内部質保証の取組が浸透してきていると評価できる。教学マネジメントとして行う学生による授業評価アンケートについては、その活用と検証が課題であり、評価委員会と教務委員会や関連委員会との連携を検討する必要がある。アセスメント・ポリシーに基づいたデータ分析を評価委員会で行い、運営委員会・教授会を通して教員と共有できたことは評価できるが、継続した実施と、活用の検証が課題である。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価報告書 ・教学マネジメントにフォーカスした内部質保証の全体像 ・学生による授業評価について ・学生による授業評価の結果

タイトル (No. 2)	長野県の地域医療に貢献する3職種統合カリキュラムによる教育の質保証に関する取組【学修成果】
分析の背景	<p>2022(R4)年度の看護 DX 教育準備プロジェクトによって教育評価とニーズ把握を行った結果、卒業生は、各々のライフステージや状況に併せて、病院看護師から訪問看護師、地域や行政の保健師などへキャリア変更をしていることが明らかになった。4年間で複数の国家試験受験資格が得られる当学の学びが、学生の将来のキャリア形成に有益であることが示された。これらの現状分析を通じて、2023(R5)年度に第4次中期計画「今後本学が目指すビジョン」達成のための基本目標1に「本学の一贯した看護教育研究の強化・充実」を掲げ、教育改革に取り組んでいる。3職種統合カリキュラムによる教育を進め、学修成果の可視化、教育改善の恒常的な実施を目的に3つのポリシー(DP、CP、AP)を踏まえた学修成果の評価方針(アセスメント・ポリシー)、内部質保証としての教学マネジメントの全体像を基に自己分析活動に取り組んでいる。</p>
分析の内容	<p>教学マネジメントの内部質保証全体像の各レベルにフォーカスして分析内容を整理した。</p> <p>1. 科目レベル 学生は科目履修は概ね問題なく進行している。一部配慮を要する学生は、学年顧問と共に作成した独自の科目履修計画に基づいて進めている。授業評価アンケートは、学生からの回答率が低調(2023(R5)年度後学期 18.5%)であり、改善のためアンケートの周知、アクセス方法を検討、実施して改善傾向(2024(R6)年度前学期 34.4%)にある(評価委員会)。「教員コメント報告書」の回答率は100%で、学生の指摘する問題点に真摯に向き合い授業方法の改善や工夫につながる機会となっている。授業評価アンケート結果では、1回の授業時間当たりの事前・事後学修の平均時間は全科目平均で30分未満が40%前後と最も多いという結果だった。そのため2025(R7)年度のシラバス作成にあたっては、各科目担当教員に事前事後学修欄の記載を必須として強化する対応をした。なお、シラバス作成の手引きは、毎年見直しを行い、科目担当教員に周知し、提出内容の確認を行っている(教務委員会)。自由記載欄では、指定規則改定の影響により単位数増に伴う授業時間の過密に加え、科目の重複があると複数の指摘があり、本学が目指す教育の質保証を阻害する可能性があることから、大学レベルのカリキュラム改革に繋がっている。</p> <p>2. 学部レベル 学修成果をみえる化して確認するため、2022(R4)年度より継続的に卒業時「DPの達成度自己評価」調査を実施している(教務委員会、評価委員会)。全7項目のうち6項目は、「十分に身に付いている」「身に付いている」を合わせ70%以上であるが、国際的視点での思考能力のみ50%程度で推移している。今後、改善に向けてカリキュラム、学生の履修の両側面から提案していくことが必要である。自由記載では、学修環境等の学修支援状況に関する記載が複数あったことから、2024(R6)年度からこれらの項目を追加して調査を実施した。学修環境は「非常に整っている」「整っている」という回答が合わせて80%程度だった。この結果は、評価委員会で検討し、運営委員会、教授会で報告し、全教員に伝わるようにしている。</p> <p>3. 大学レベル 第4次中期計画「今後本学が目指すビジョン」達成の重点目標として「学部教育の強化・充実」学長提案3項目のうち「科目数や授業数を減らして、学生と教員にゆとりをもたらす」について、教務委員会のコアメンバーを中心に新たなメンバー、学長、学部長、教務委員長を含む組織で取り組みを開始した。3職種統合カリキュラムの科目内の重複の整理、ゆとりの確保から学生が主体的に学修に取り組むことができるよう講義・演習1単位(授業15時間、事前学修15時間、事後学修15時間。計45時間)への改訂などに取り組んでいる。作業を通じて生じてきた単位数変更に対する意見や実習単位の見直しも含め行う必要があるなどの課題は、教授会に報告し協議しながら、2027(R9)年度に改訂カリキュラムでスタートできるよう検討を進めている。</p>
自己評価	<p>長野県の地域医療に貢献する3職種統合カリキュラムによる教育の質保証に関する取組について、教学マネジメントの内部質保証全体像の各レベルに沿って確認することで、取組の実態が捉えやすくなった。具体的には、科目レベルより、指定規則改定による卒業要件単位の増加、授業時間の過密さが顕在する問題として把握され、ゆとりを生み出すカリキュラム改革として大学レベルでの目標設定、提案となり、学部レベルでその実施を進め、そこで生じた問題課題を大学レベルに報告し方針を確認するという流れで進行している。これらを通じて、現状維持ではなく、より優れた【学修成果】をもたらすための取組が進行していると評価することができる。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県看護大学看護学部卒業生の動向と教育評価 ・長野県看護大学 2025 シラバス作成の手引き ・学部カリキュラムマップ ・2024 年度前学期授業アンケート ・2024 年度後学期授業アンケート ・DP の達成度自己評価(2022 年度、2023 年度、2024 年度) ・長野県看護大学第4次中期計画 ・学部カリキュラムツリー ・2024 年度前学期「学生による授業評価」に対するコメント ・2024 年度後学期「学生による授業評価」に対するコメント

タイトル (No. 3)	教育の継続性と質保証のための大学院改革
分析の背景	<p>本学では、大学院教育の質保障のため、2022年度までの大学院教育について、研究科委員会教務部会が大学院教育の点検・評価を行い、「論文の質の担保」と「集団指導体制の強化」の課題を抽出した。その解決に向けた新たな取組について、教務部会で検討後、令和4(2022)年度第15回研究科委員会(2023年2月7日開催)で協議後承認を経て、学則および関連する規程等の改正を行い、令和5(2023)年度より新たな取組を行っている。</p>
分析の内容	<p>1. 論文の質担保を目的とした審査プロセスの改正</p> <p>(1) 博士前期課程(修士課程)の主な改正点と成果</p> <p>2023年度より、新たな審査プロセス【新日程】を開始し、2022年度以前入学の学生が不利益を被らないよう自ら【新日程】か【旧日程】を選択できるシステムとした。【新日程】は研究計画中間発表会後に研究計画書審査を行う方法である。これにより同発表会で本学研究科委員会委員および学内教員、大学院生による活発な議論や質疑応答、および情報提供が可能となり、研究計画書の充実につながり、当初の課題であった「論文の質の担保」および「集団指導体制の強化につながる結果となった。</p> <p>(2) 博士後期課程の主な改正点と成果</p> <p>2023年度より新たな審査プロセス【新日程】を開始し、2022年度以前入学の学生が不利益を被らないよう、自ら【新日程】か【旧日程】を選択できるシステムとした。これまで倫理審査承認後、研究計画書審査の実施、その後研究計画発表会の順で行っていたが、研究計画発表会において集団指導を行い、その後研究計画書審査を実施し、研究倫理審査を受けるプロセスとした。また、博士論文審査前に、事前審査のプロセスを新たに加え、論文の質の担保を図ることを目的とした。これにより、より透明性のある審査プロセスとなり、集団指導体制の強化にもつながった。</p> <p>2. 重層的な論文指導を目的とした集団指導体制の整備</p> <p>(1) 指導体制の点検と確認</p> <p>2023年度以降より、副指導教員を早期に選任するよう研究科委員会で周知し、2024年度より、指導教員の体制について、研究科教務部会および研究科委員会で月1回点検及び協議を行い、入学年の11月までに指導体制を決定した。</p> <p>(2) 研究計画中間発表会の実施</p> <p>前期課程においては、入学年度の2月に実施し、博士前期課程主指導および副指導の資格をもつ教員による助言や示唆を得る機会を設けた。長期履修者など、研究計画が未達の学生は、研究の進捗報告を行うこととした。また、同中間発表会は、2024年度より、2月・5月・9月の年3回の機会を設け、学生の研究進捗に合わせた集団指導が行えるよう配慮した。</p> <p>(3) 研究進捗報告会の実施</p> <p>2023年度より、毎年11月に主指導および副指導の資格をもつ教員とオブザーバーとして学長および倫理審査委員長による研究進捗報告会を前期課程と後期課程に分けて実施している。主指導教員から研究テーマや研究デザイン、データ収集や分析の進捗と、修了予定年限の報告を行い、指導教員全員で共有と確認を行っている。</p> <p>3. 成果と今後の課題</p> <p>(1) 成果</p> <p>2019年度から2023年度までの前期課程入学者39人中正規年限で修了したのは前期課程13人、後期課程14人中0人であり、長期履修による修了者は前期課程13人、後期課程1人であった。前期課程は2019年度から2023年度までの5年間で32人が修了し、内、専門看護師(CNS)は6人、認定看護管理者は2人以上が認定審査に合格し、大学院での学びを活かし現場で活動している。後期課程は過去5年で5人が修了し、教育研究者等として活動している。博士授与後の印刷公表については、過去5年の学位授与者5人のうち、全員が行っている。</p> <p>(2) 課題</p> <p>標準年限は前期課程2年、後期課程3年であるが、2019年度から2023年度までの5年間では、社会人入学者の割合は100%で、標準年限を超えた長期履修者が多い現状にある。現在、博士前期課程の計画書の審査は、主指導教員および副指導教員のみで実施しているため、論文の質担保に向け、博士後期課程同様に審査委員会設置等の体制整備を行う必要がある。</p>
自己評価	<p>2023年度より開始した審査プロセスの改正および集団指導体制は、【旧日程】と【新日程】が同時進行しているが、計画どおり運営されている。【新日程】に関する評価は修了生が輩出される2025年4月以降より可能となるため、修了生および大学院生から評価を受け、教員からの意見を把握の上、今後の改善課題を明らかにする必要がある。その後、改善策について教務部会で検討後、研究科委員会に提案し協議を行う必要がある。その後も新たな取組に関する効果について、教務部会が継続的に評価を行い、課題抽出と解決に向けた対策を行う。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4(2022)年度第15回研究科委員会議事録 ・2025年度大学院学生便覧(博士前期課程:31-45ページ、博士後期課程:56-64ページ) ・長野県看護大学大学院学則 ・長野県看護大学学位規程 ・長野県看護大学学位規程に関する内規 ・長野県看護大学学位規程に関する内規(別表)

タイトル (No. 4)	研究推進の取組【研究環境整備】																																																
分析の背景	<p>教員の研究活動推進の取組として、「教員特別研究」「看護職者との共同研究」を予算化して、教員が自主的に取り組む研究や臨床の看護職者や実習施設との共同研究の実施について支援している。看護実践国際研究センターが中心となっており、研究成果の共有の場としてFD・SD委員会が中心となって、研究集会を年1回開催してきている。また、FD・SD委員会は外部資金獲得に向けた研修を行っている。こうした研究推進の取組の分析を行った。</p>																																																
分析の内容	<p>1. 教員特別研究、看護職者との共同研究の実施要項の見直しと教員への周知</p> <p>教員特別研究は2002年度から、看護職者との共同研究は2012年度から、それぞれ別の実施要項で実施してきた。自己点検評価では、実施件数と研究課題の確認にとどまっていた。学長による現状分析に基づき教員の研究活動を一元的に推進する組織が必要であるとの提案があり、2023年度に研究推進検討プロジェクトが設置された。プロジェクト任務の1つとして教員特別研究の見直しを行った。2つの実施要項を一本化し臨床現場や地域の課題解決に資する研究への研究資金であることを明確にした。加えて、県内の健康福祉の向上に関わる課題について本学教員が主体となって研究計画を立案し、看護職者のみならず地域の多様な関係者と協働できる実施要項とした。</p> <p>表1. 採択件数と配分額</p> <table border="1" data-bbox="292 772 911 1010"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>配分額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2025年度</td> <td>2件</td> <td>709</td> </tr> <tr> <td>2024年度</td> <td>3件</td> <td>893</td> </tr> <tr> <td>2023年度</td> <td>2件</td> <td>224</td> </tr> <tr> <td>2022年度</td> <td>4件</td> <td>1,547</td> </tr> <tr> <td>2021年度</td> <td>6件</td> <td>3,028</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：総務課作成予算説明書</p> <p>これらの検討は、プロジェクトが中心となって行い、運営委員会での協議を経て、教授会での説明・協議を経て、全教員に対して周知を行った。2021年度から2025年度の研究課題件数と配分額を表1に示した。研究成果は、FD・SD委員会が企画する研究集会にて公表する。</p> <p>2. 科研費獲得に向けた支援の充実</p> <p>競争的資金獲得の支援は、開学当初は事務局担当者が行っていた。2004年度にFD委員会が設置されて以降は科研費の獲得に向けた研修会を同委員会が主催している。2011年度以降は、研究計画書の作成にあたっての留意点に関する学内教員による講義、事務担当者による申請方法の説明で、集合方式をとっている。英語文献の検索方法の研修も図書館司書の協力で行っている。研究推進検討プロジェクトの設置に伴い採択率を高めるための方策として、研究計画書を作成する教員がより具体的な助言を得ることができる相談会を企画した。2024年度の申請件数は前年よりも増加した。2025年度新規採択件数は、5件で採択率23.81%と上昇した。</p> <p>3. 研究推進委員会の新設</p> <p>研究推進検討プロジェクトの取組を継続させ教員の研究活動を組織的に推進するため、2025年度より研究推進委員会を設置した。運営委員会で複数回の検討を経て、教授会の協議を行い決定された。</p> <p>表2. 科研費の申請件数、申請率(申請件数/申請資格者)、採択率</p> <table border="1" data-bbox="679 1391 1401 1628"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>申請件数</th> <th>申請率</th> <th>採択数</th> <th>採択率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2025年(2024年申請)</td> <td>21</td> <td>38.89%</td> <td>5</td> <td>23.81%</td> </tr> <tr> <td>2024年(2023年申請)</td> <td>16</td> <td>34.04%</td> <td>3</td> <td>18.75%</td> </tr> <tr> <td>2023年(2022年申請)</td> <td>14</td> <td>31.82%</td> <td>1</td> <td>7.14%</td> </tr> <tr> <td>2022年(2021年申請)</td> <td>18</td> <td>39.13%</td> <td>5</td> <td>27.78%</td> </tr> <tr> <td>2021年(2020年申請)</td> <td>19</td> <td>42.22%</td> <td>5</td> <td>26.32%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	配分額(千円)	2025年度	2件	709	2024年度	3件	893	2023年度	2件	224	2022年度	4件	1,547	2021年度	6件	3,028	年度	申請件数	申請率	採択数	採択率	2025年(2024年申請)	21	38.89%	5	23.81%	2024年(2023年申請)	16	34.04%	3	18.75%	2023年(2022年申請)	14	31.82%	1	7.14%	2022年(2021年申請)	18	39.13%	5	27.78%	2021年(2020年申請)	19	42.22%	5	26.32%
年度	件数	配分額(千円)																																															
2025年度	2件	709																																															
2024年度	3件	893																																															
2023年度	2件	224																																															
2022年度	4件	1,547																																															
2021年度	6件	3,028																																															
年度	申請件数	申請率	採択数	採択率																																													
2025年(2024年申請)	21	38.89%	5	23.81%																																													
2024年(2023年申請)	16	34.04%	3	18.75%																																													
2023年(2022年申請)	14	31.82%	1	7.14%																																													
2022年(2021年申請)	18	39.13%	5	27.78%																																													
2021年(2020年申請)	19	42.22%	5	26.32%																																													
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要項の見直しを行い、教員特別研究のあり方を検討して、新たな実施要項を教員全体に周知したことによって、大学外部の関係者と共同した研究活動について、再考する機会となった。成果の共有は2025年3月に行われた長野県看護大学研究集会で発表した。また、書面での研究成果報告を行うこととしている。これらの内容から実施目的に照らし合わせた評価を行っていく。 ・科研費の採択状況は教授会にて報告を行い、共有する。不採択であった課題については、次の申請に向けてブラッシュアップの支援を検討する必要がある。 ・これらの取組は、2025年度からは研究推進委員会が中心となり、FD・SD委員会と協力しながら取り組む体制を整えた。 																																																
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・FD・SD委員会規程 ・研究推進委員会検討経過(教授会議事録・資料) ・教員特別研究実施要項 ・研究推進委員会規程 ・第21回長野県看護大学研究集会アンケート 																																																

タイトル (No. 5)	
分析の背景	
分析の内容	
自己評価	
関連資料	

Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

<p>(1) 県直営の看護単科大学としての使命</p> <p>本学は、長野県の看護人材養成と教育研究を行う看護の単科大学である。開学当初から看護師と保健師の国家試験受験資格は全員が、選択で助産師の国家試験受験資格が得られる特徴がある。健康長寿を目指す長野県には、予防から看取りに至るまでの地域医療を担う人材が必要であり、これに応えるのが本学の使命である。特色ある教育研究の取り組みタイトル No.1「長野県が必要とする看護人材の育成」では、この使命を具現化する学部教育の特徴を述べた。</p> <p>我が国の看護職の人材育成では、高度看護実践者育成が求められている。長野県内で、大学院で行う専門看護師の教育を行っているのは本学だけである。No.3「地域の人々の健康を支えるCNS(専門看護師)教育の充実」では、小児看護・老人看護・精神看護・がん看護の4つのCNSコースを有する大学院教育について述べた。</p> <p>さらに、No.4「県内ニーズに応える現任教育の取組」では、看護実践国際研究センターに位置付けている、長野県の看護の質向上に貢献する本学の社会貢献活動について述べた。認定看護師教育部門については、その時々々の社会ニーズに応じて、「皮膚・排泄ケア」「感染管理」「認知症看護」の認定看護師養成を行ってきた。近年は、特定行為研修を含む認定看護師教育が必須となり、看護実践国際研究センターが特定行為研修機関としての認定を受け、2022年度から「感染管理認定看護師教育課程(B課程)」を開講した。長野県内で本学のみが取り組んでいる教育課程である。さらに、連携協定を結んでいる病院の質向上に限定せず、県内の看護の質向上のために2024年度から「専門能力開発支援部門」を立ち上げ、中堅看護職を対象とした研修を開始した。長野県看護協会では看護職の現任教育を担っているが、中堅看護職を対象とした現任研修は県内では本学のみが実施している。</p>	<p>(2) 伝統と地域との交流を活かした教育活動</p> <p>本学は、広い県土を有する長野県の南部、自然が豊かで風光明媚な駒ヶ根市に位置する。県内各地から、また県外からの学生のために寄宿舎があり、開学以来、1年生のほぼ全員が構内にある寄宿舎で生活し、2年生からは大学周辺のアパートなどを借りて生活している。このような生活環境を支えるために、本学では「学生支援員」を配置している。No.2「学生生活の充実に向けた支援」では、約400名の看護学生の、様々な生活支援や学修支援に対応する組織的な取組について述べた。</p> <p>本学のある駒ヶ根市は、人口約31,000人、高齢化率32.6%の市であるが、本学は開学当初から地域住民に歓迎されてきた。地域住民が大学周辺の環境整備を担ってくれているほか、本学の様々な取組にも協力的である。学生に対し、駒ヶ根市や市内の様々な団体から、企画への参加依頼やボランティア依頼も多く学生が地域住民と交流する機会が多い。教員の地域貢献活動として企画した取組に対し、住民の参加は積極的であり、そこに参加する学生との交流の機会にもなっている。このような活動は、開学以来30年の大学と駒ヶ根市や地域住民との間で培ってきた信頼関係の中で取り組まれているものである。No.5「社会性を涵養する地域住民との交流」では、このような取組について述べた。</p>
---	--

2) 特色ある教育研究の取組み (目次)

No.	タイトル	ページ数
1	長野県が必要とする看護人材の育成	47
2	学生生活の充実に向けた支援	48
3	地域の人々の健康を支えるCNS(専門看護師)教育の充実	49
4	県内ニーズに応える現任教育の取組	50
5	社会性を涵養する地域住民との交流	51

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	長野県が必要とする看護人材の育成
取組の概要	<p>本学は開学以来「看護実践に関する総合的な能力を養成し、看護の社会的機能を担い人々の健康福祉の向上に貢献する人材を育成する」という教育理念に基づき、地域社会の中で看護職の役割を發揮できる能力を獲得できるよう教育課程を編成してきている。その結果として教育課程は看護師と保健師の2つの教育課程の内容を必修科目に盛り込んだ編成になっている。この教育課程は、本学の大きな特徴である。少子高齢化が進んだ過疎地域の多い長野県において、一人一人が健康長寿を目指し住み慣れた地域で暮らすことを支えるために、地域特性をふまえつつ地域住民に向けた地域包括支援を提供できる看護人材を輩出してきている。ディプロマ・ポリシーは7つを提示しているが、その1つに「地域に暮らす人々と協働し、課題解決に取り組む能力」を掲げ、地域ケアシステムにおける看護の役割を理解し、地域の課題解決に向けた看護実践を地域の人々と協働して展開できるための基礎的な能力の涵養を図っている。</p>
取組の成果	<p>本取組は、開学以来、学長の統括のもと、学部長、教務委員会、実習委員会、各分野、教員が連携して取り組んできている。</p> <p>1. 看護師教育課程と保健師教育課程を統合的に学修する基盤づくり(公衆衛生看護実習を中心に)</p> <p>看護師教育課程と保健師教育課程の内容が統合された教育課程となるよう、授業ならびに実習の配置、臨地実習の組み立て方、実習施設の実習指導者との協働という様々なレベルにおける取組をしている。本学には、開学より実習を受け入れている病院・施設も多く、本学の教育への理解が深く、連携をとり実習を行うことができている。公衆衛生看護実習では、実習施設である小中学校、市町村、県保健所とは、密に連絡調整を行っている。毎年年度当初には、対面で実習依頼を行い、教育課程の全体構成における当該臨地実習の位置づけを確認している。また、学生の学修成果を実習施設と共有することや実習指導者の意見聴取を行っている。</p> <p>2. 実習科目の課題抽出と対応策の検討・実施</p> <p>実習科目を担当する教員は、実習科目の到達状況、科目担当としての課題、大学全体の課題等の報告書を作成する。これは実習委員会が中心となって提出された報告書を集約して教授会にて報告し教員が共有できるようにしている。実習委員会は大学全体の課題の検討も行い、その内容を整理して対応策を検討している。2024年度は、前年度課題であった、学生の健康状態に合わせた健康管理と指導について分野横断的なメンバーで検討した。学生が自己の健康状態を主体的にマネジメントできることを目指した教材を作成した。</p> <p>3. 学生のキャリアビジョン形成の支援と卒業生調査の分析</p> <p>学部生に対するキャリアガイダンスは学年ごとに目標を設定して段階的に行っている(基準1ホ、基準3No2参照)。キャリアガイダンスでは、看護師、保健師、助産師として働く卒業生による講話、病院や自治体の看護管理者の講話などを含めている。また、長野県は小規模自治体が多いことから、県と協力して大学祭時に小規模自治体職員と直接話ができる就職相談コーナーを開設している。(2023年度、2024年度)</p> <p>卒業生の動向調査を2017年度に続けて2022年度に実施した。調査結果より、「看護師、保健師の免許があることで看護職としての選択肢が広がった」「医療や保健活動の提供は、予防から看取りまで、様々な場面で行われている」「人はみんな、地域での暮らしや大切にしているものがある」と認識していることを把握している。</p> <p>4. ディプロマ・ポリシーの到達状況に対する学生自己評価の把握</p> <p>7つのDPのうち、6つについて「身につけている」という評価が8割以上であり、その中に「地域に暮らす人々と協働し、課題解決に取り組む能力」も含まれている。(基準1ハ、基準2No1・No2参照)</p>
自己評価	<p>本学の開学以来の教育理念を教育活動に具体的に浸透させている。看護師教育課程と保健師教育課程の内容を統合的に教育することにより、「地域社会の中で看護職の役割を發揮できる能力」を涵養している。ディプロマ・ポリシーの学生自己評価の結果(短期的評価)および卒業生の動向(長期的評価)から、概ね達成できていると考えられる。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生看護実習打合せ資料(地域・在宅看護学分野作成資料) ・拡大実習委員会資料(R5,R6) ・DPの達成度自己評価(2022年度、2023年度、2024年度) ・長野県看護大学学部卒業生の動向と教育評価、長野県看護大学紀要、vol.26,p43-54,2024.

タイトル (No. 2)	学生生活の充実に向けた支援
取組の概要	<p>学生生活が充実することで、学生がディプロマ・ポリシーにある能力を身につけることをサポートする。そのために、学生生活における悩みや相談に対応するための学生支援体制を整備し、必要な支援を行っている。(基準1ホ参照)</p>
取組の成果	<p>1. 学生支援体制 学生の支援は、窓口となる者が個別に学生からの相談を受け、必要に応じて窓口となる者同士で情報共有をして対応を考えて支援している。個別の学生対応で解決が難しい問題が生じた場合は、学生支援の責任者となる学部長・研究科長に相談し、さらに必要である場合は学長に報告して、問題解決に向けた対策を講じる(下図参照)。2010年度に学生支援体制を整備し、2016年度から責任体制明確化等の見直しを行い、2025年度から学生支援体制図を平易にする見直しを行っている。</p> <p>2. 学生委員会 学生委員会は、下記3に示す支援の窓口を統括し、情報共有と必要に応じた対応策を協議する役割を担う。</p> <p>3. 窓口ならびに役割 (1) 学年顧問(各学年に2名の教員を顧問として置く) ア 役割: 学生の生活・履修・進路・学修面の相談を受けること、休学・復学・退学・奨学金や就職推薦に係る書類作成、及び保護者との連絡・調整を行う。 イ 現状分析: 教員2名で85名の全学生に対応することは難しいが、特に支援を必要とする学生に対してはきめ細かい対応をしている。学年顧問のみでは対応が難しい場合は、保健室保健師や学生支援員等と連絡を取り合い、協働して問題解決を行っている。</p> <p>(2) 保健室保健師 ア 役割: 学生の健康管理(身体・精神)全般を担う。 イ 現状分析: 健康管理として、健康診断、感染症・B型肝炎のワクチン接種を実施している。相談として、身体面および精神面の健康に不安のある学生からの相談を受け、必要に応じて医療機関の受診につなげている。健康に不安のある学生は年々増加しており、複雑な背景をもつ学生も多いので、学年顧問や学生支援員と協働して対応している。</p> <p>(3) 学生支援員 ア 役割: 日常生活全般に係る相談及び助言等の支援、課外活動の相談及び助言、寄宿舎・入居に関する相談支援を行う。 イ 現状分析: 安全で快適な寄宿舎生活を送れるように、主に厚生に関わることを行っており、入退居の相談・手続き等も行っている。老朽化に伴う様々な問題にも対処している。また、課外活動が円滑に行われるよう、必要な手続きや問題に対する相談を受けて対応している。</p> <p>(4) 就職支援員 ア 役割: キャリア形成、就職・進学等の進路、国家試験に係る相談等支援を行う。 イ 現状分析: キャリア形成のためのキャリアガイダンスを、1・2・4年生対象に年1回、3年生対象に年2回、実施している。就職に関しては、4年生全員を対象に個別面談を実施し、就職活動への助言を行っている。国家試験対策として模試の実施、学生委員会との協働で国家試験に向けた補講を実施している。</p> <p>4. 学生生活の実態把握と改善 2年に1回、全学生を対象とした「学生生活アンケート」を実施し、学生生活の実態と要望を把握している。また、学生自治会役員と学長および学生委員長が年に数回意見交換する機会を設けている。これらのアンケートや意見交換の結果は学生委員会でもとめ、教授会や全教員に報告している。そして、要望や意見については、該当する委員会で検討し、改善につなげている。要望の内容としては、学修環境に関することが多く、それに対してネット環境の整備に向けた取組、学内の空きスペースを利用した学習スペースの充実を実施している。</p>
自己評価	<p>学生生活に必要な支援は、履修相談、保健、課外活動、就職活動と体制は整っている。近年、履修に支障を来たすような心身に問題を抱える学生も増えてきており、1学年2名で担当している学年顧問に負担がかかっている。だが、保健師や学生支援員、ならびに学生生活全般を担う学生委員会が協働することで対応ができていますと評価する。</p>
関連資料	<p>・長野県看護大学 WEB ページ 自己点検・評価報告書 ・各種支援 ・学生アンケート</p>

タイトル (No. 3)	地域の人々の健康を支えるCNS(専門看護師)教育の充実
取組の概要	<p>看護実践に関する総合的な能力を養成すると同時に看護の社会的機能を担うという理念のもと高度な看護実践能力、専門性を基盤として多職種と協働する能力、倫理的課題の調整能力、看護実践の課題研究に取り組む能力、研究成果を公表する能力を修得することを目的に、博士前期課程（修士課程）に2004年度より小児看護、2005年度より老人看護、2014年度より精神看護、2022年度よりがん看護の領域のCNS（専門看護師）コースを開設し、長野県内外の専門看護師育成を推進してきた。CNSコース修了生は計22名、うち15名がCNSとして認定され、長野県内の、関東、中部、九州などで活動し（2024年度時点）、看護実践の質向上に貢献してきた。</p> <p>2023年度から北陸と信州地域での「北信のシームレスながん医療を担う人材養成」で第4期がんプロフェSSIONAL人材育成事業に参加し実績をあげている。</p>
取組の成果	<p>(1) 小児看護 CNS コース 2004年度よりCNS26単位コースを開設し、2018年度より38単位コースの教育を行い、計9名が修了しうち7名がCNS認定されている。直近5年間の修了生はいないが、2名が在学しており、順調に学修を進めている。CNSとして、長野県内3名、九州3名が現在も活動している。</p> <p>(2) 老人看護 CNS コース 2005年度よりCNS26単位コースを開設し、2018年度より38単位コースの教育を行い、7名が修了し、うち4名がCNSとして認定されている。直近5年間の修了生が4名である。長野県内1名、関東で2名が現在活動を継続している。現在2024年度入学者が1名おり、継続的に修了生を輩出予定である。</p> <p>(3) 精神看護 CNS コース 2014年度よりCNS38単位コースの教育を開設し、修了生2名でありうち1名がCNSとして認定されている。現在2024年度入学生1名が順調に学修を進めている。CNSとして、長野県内で1名が活動を継続している。</p> <p>(4) がん看護 CNS コース 2022年度よりCNS38単位コースを開設し、教育を行ってきた。2024年度までの修了生は8名（2025年度修了見込み含む）であり、うち3名がCNS認定され、2名が長野県内、1名が東海地域で活動している。さらに、第4期がんプロフェSSIONAL人材育成事業に参加し、「北信のシームレスながん医療を担う人材養成」を推進している。具体的には毎年2名で5年間（2023-2027）で10名のCNSを育成することを目標とし、現在5名が修了している。また、本学がんCNSコースの2科目の授業を近隣のがんCNS教育課程をもつ大学に公開し、それぞれ34名、31名の参加があった。その他、広くがん医療に携わる医療専門職（医師、薬剤師、看護師等）に向けて研修会を開催し、2024年度にはのべ60名、2024年にはのべ75名が参加した。</p> <p>上記（1）～（4）の取組計画は、年度ごとに目標を立案し、学生の学修計画を含め、研究科教務部会、研究科委員会でコンセンサスを取得して実施している。学修の進捗状況や成果は、研究科委員会および成果発表会（看護実践課題研究中間発表会、成果発表会）を行い教職員・学生に示し、ホームページで公表している。なお、県内の看護管理者から修了生の専門看護師の活動により、臨床における看護の課題解決や看護実践の質向上につながっているという評価を得ている。</p>
自己評価	<p>当初、2教育課程で開設したCNSコースは順調にその教育課程の数を増やしてきている。教育課程により、修了生数、CNSとして認定された人数にばらつきはあるものの、過去5年間ではどの領域も修了者または入学者数を確保し人材を育成している。修了生もCNSとして活動し、所属病院の管理者からの評価も得ており、概ね順調に成果をあげている。</p> <p>がんプロフェSSIONAL人材育成事業の活動は計画どおり、順調に進んでいる。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長野県看護大学 Web ページ 博士前期課程 ・ 長野県看護大学 Web ページ 次世代北信がんプロ ・ 次世代北信がんプロ Web ページ ・ CNSコース修了生の活動実績に対する県内病院管理者からの評価

タイトル (No. 4)	県内ニーズに応える現任教育の取組
取組の概要	<p>本学では、教育理念の「看護の発展に寄与する実践者の育成」として、県内看護職の現任教育を看護実践国際研究センター（以下「センター」という。）に位置付け行っている。コロナ禍の2022年度から認定看護師教育部門に「感染管理認定看護師教育課程（B課程）」を開講した。専門能力開発部門は2024年4月より、長野県の看護の充実と発展を担う看護職の学修支援を目的とした事業（①ジェネラリスト看護師（中堅看護師）を対象に看護実践能力向上を目指したワークショップ、②長野県の看護実践等に関する課題解決に向けた実践報告の公開講座）を開始した。本事業の取組内容及び状況は、認定看護師教育部門は部門運営委員会で、専門能力開発支援部門はセンター運営会議で協議し、教授会に報告して情報の共有を図り、外部へはホームページ等により発信している。</p>
取組の成果	<p>1. 認定看護師教育部門</p> <p>認定看護師教育部門は、高度な実践力を有する看護職者を育成し、臨床現場の看護の質向上を目指し、これまで3分野（皮膚・排泄ケア分野、感染管理分野、認知症看護分野）で多くの修了生を輩出してきたが、2020年度からは募集を中止していた。新型コロナウイルス感染症のパンデミックの中、医療機関における感染管理のエキスパートを養成するため2022年6月に「感染管理認定看護師教育課程（B課程）」を新たに開講した。</p> <p>6月開講、3月修了の10か月間の研修で、2022・2023年の2年間は定員25名、2024・2025年は定員15名である。運営は、学内委員、外部委員、事務局によって運営委員会を組織し、年6回の運営委員会を開催している。研修の成果として、2022年度は23名、2023年度21名、2024年度11名の修了者を輩出した。すでに43名が日本看護協会の認定を受け、県内外で活躍している。</p> <p>2. 専門能力開発支援部門</p> <p>2015年度から2022年度まで、県内5病院と連携協定の上、看護連携型ユニフィケーション事業として研修等を実施してきたが、コロナ感染拡大により中止したりオンライン開催となった。2022年度に、長野県内の看護に求められるコンピテンシーと教育支援のための看護管理者インタビュー調査を通して、病院規模を問わず共通して語られた教育課題は「中堅看護師の教育」であった（長野県看護大学リポトリ、紀要第26号）。2023年度には、長野県の看護部長への看護職のリカレント教育に対するヒアリングを行い、看護職のリカレント教育に関する3つの課題を抽出した。これらの調査に基づき研修を企画した。看護職として継続的に専門能力を開発し、自己実現と社会貢献が出来る看護職を育成することにより、長野県内の病院等と本学が連携し、長野県の看護の質向上に寄与できることを目的とし、看護職の学び直しに留めず、継続的な専門能力開発（Continuing Professional Development）まで広げることを目指し、部門名を「専門能力開発支援部門」として新たな研修部門を立ち上げた。</p> <p>2024年度から、以下の2つの事業を実施した。①ジェネラリスト看護師のための看護実践能力向上のためのワークショップ。長野県の病院、高齢者介護施設、診療所、訪問看護ステーション等に勤務する中堅看護師を対象に、特定行為研修を修了した特定認定看護師や専門看護師を講師に迎え、事例検討を主としたワークショップを6コース実施した。2024年度の総参加者数は43名で、病院や訪問看護ステーション等28施設から参加が得られた。②長野県の看護実践等に関する課題解決に向けた実践報告の公開講座。「特定行為研修修了者の臨床現場での活躍推進に関する実践報告」と「看護職員のキャリア形成を支える生涯学習支援に関する情報交換会」を2回開催した。総参加者数は54名であり、看護部長から師長、スタッフ、本学認定看護師教育課程受講者、本学大学院生まで幅広い職位の方が参加した。</p>
自己評価	<p>長野県内で認定看護師教育を行っているのは本学だけであり、「感染管理認定看護師」の養成は長野県の第3期信州保健医療総合計画5か年計画に位置付けられており、その要請に応じていると評価できる。本学は長年、地域の看護職員の能力向上に資する取組を積み重ねてきたが、コロナ禍後の調査分析を経て新しくワークショップ等の事業を展開している。参加者が少ない状況にあるが、参加者の満足度は高く、今後の継続による成果が期待できる。</p>
関連資料	<p>・長野県看護大学 Web ページ 看護実践国際研究センター ・認定看護師教育部門 ・専門能力開発支援部門</p> <p>・長野県の病院看護師に求められるコンピテンシー</p>

タイトル (No. 5)	社会性を涵養する地域住民との交流
取組の概要	<p>人口3万1千人の駒ケ根市に設置された看護系単科大学である本学は、開学当初から地域からの期待が大きく、地域住民との交流が深い。学生は地域住民と交流する機会が多く、地域の人々の暮らしを学び、社会人としてのコミュニケーション能力を向上させている。また、学生の社会性の涵養を意図して教員の地域貢献活動や国際交流活動に学生の参加を促進している。これらの取組は本学の教育理念の「自立性、主体性を育むとともに、さまざまな生を営む人間を深く理解し、人々への配慮が自然にできる豊かな人間性と幅広い視野を養う。」に資するものである。</p>
取組の成果	<p>1. 看護大学周辺地域景観形成住民協定協議会(看住協)との交流</p> <p>駒ケ根市には、地域住民による大学周辺地域の緑化や景観形成のための団体「看護大学周辺地域景観形成住民協定協議会(看住協)」があり、大学のあるまちにふさわしいまちづくりを行っている。学生は大学周辺の一斉清掃、「看護大学ふれあい花壇」整備といった取組に、寄宿舎に住んでいる1年生を中心に参加している。卒業式の前日には、卒業を祝って看住協による卒業記念植樹セレモニーが開催されている。</p> <p>2. 地域住民と共に行う学生のサークル活動</p> <p>地域住民と共に活動している学生サークルに、「まちづくりサークル」「よさこいサークル」「アンサンブルサークル」等がある。まちづくりサークルは、駒ケ根市の地域包括支援センターや青年商工会義所及びJOCA(青年海外協力協会)の方々等とともに、市内のイベント開催やまちづくりの検討会に参加している。また、よさこいサークルやアンサンブルサークル等は、地域住民のサークルと連携した活動や地域イベントに参加する活動などを通して、地域住民との交流を深めている。</p> <p>3. 教員が行う地域貢献活動への参加による学生の地域住民との交流</p> <p>本学では、看護実践国際研究センターの中に、地域貢献活動部門がある。地域貢献活動部門は、教員が地域住民や施設等との共創による地域交流活動を行っており、その活動に学生も参加して地域住民と交流している。「高齢者水中運動講座プロジェクト」は地域の高齢者の健康増進活動である。「子どもと家族への健康支援プロジェクト」はアレルギーをもつ子どもの親の会の支援である。「地域住民との連携強化プロジェクト」は主に精神障害者と地域との交流を促進するためのピアサポート活動の支援をするものである。</p> <p>そのほか、教員が自身の研究フィールドとして活動している団体に学生の参加を促している状況もある。例えば、認知症の人を支援するNPO法人おれんじネットフレンズやおれんじマフの会などである。このような活動に参加したのち、ボランティア活動で継続参加する学生もいる。</p> <p>また、地域住民からの要望を受けて、医療的ケアを必要とする子どもやその家族と教員が交流会を企画し、学生の参加を促している。学生は、大学祭におけるグッズ販売や遊びを通じて子どもや家族と交流する中で、生活の実際やニーズを理解する貴重な機会を得ている。一方で、病気や障がいのある子どもと学生が共に遊べる遊具に限られているという課題もあった。そこで、インクルーシブ遊具を導入したところ、子どもと学生が共に遊びを楽しむことが可能となった。</p> <p>4. 地域住民から学生への働きかけ</p> <p>地元企業や社会福祉協議会等から、レトルト食品や農産物等などの提供があり、学生の生活支援をしていただいている。また、学生掲示板には各種アルバイト募集があり、地域からも期待されている。</p>
自己評価	<p>コロナ禍で学生と地域住民との交流の機会が減ってしまったが、地域住民からの要望は高く、今後様々な取組の復活や新しい活動が期待される。特に寄宿舎に入って暮らしている1年生は、一斉清掃やふれあい花壇の整備作業で地域住民と交流し、地域から大切にされていることを実感しているようである。これらの交流を入口に、地域の中でボランティア活動やアルバイト等を通じて地域住民と関わり合いながら学生生活を送っている。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・駒ケ根市 Web ページ 看護大学周辺地域景観形成住民協定 (平成8(1996)年3月9日施行) ・長野県看護大学 Web ページ 大学紹介ムービー

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和7年5月1日現在)

事項		記入欄										備考	
大学の名称		長野県看護大学											
学校本部の所在地		長野県駒ヶ根市赤穂1694											
教育研究組織	学部・学科等の名称	開設年月日		所在地								備考	
	看護学部看護学科	1995年4月1日		長野県駒ヶ根市赤穂1694									
大学院課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日		所在地								備考	
	看護学研究科看護学専攻(M) 看護学専攻(D)	1999年4月1日 2001年4月1日		長野県駒ヶ根市赤穂1694 長野県駒ヶ根市赤穂1694									
教員組織	学部・学科等の名称	専任教員等										備考	
		教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手	非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数		
	看護学部看護学科	9人	15人	12人	16人	52人	12人	6人	8人	14人	7人		
	(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	7人	4人	—	—	—		
	計	9人	15人	12人	16人	52人	19人	10人	8人	14人	—		
	大学院課程	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員										備考
研究指導教員			うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計	助手	非常勤教員		
看護学研究科看護学専攻(M)		21人	8人	13人	34人	6人	4人	6人	12人	0人	13人		
看護学専攻(D)		7人	5人	11人	18人	6人	4人	6人	12人	0人	0人		
計	28人	13人	24人	52人	12人	8人	12人	24人	0人	13人			
施設・設備等	校地等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備考					
		校舎敷地面積	—	36951 m ²	m ²	m ²	36951 m ²						
		運動場用地	—	15948 m ²	m ²	m ²	15948 m ²						
		校地面積計	3400 m ²	52899 m ²	0 m ²	0 m ²	52899 m ²						
	その他	—	22834 m ²	m ²	m ²	22834 m ²							
	校舎等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備考					
		校舎面積計	4660.4 m ²	13325 m ²	m ²	m ²	13325 m ²						
		教員研究室	学部・研究科等の名称	室数									
			個人研究室	50室									
			共同研究室	4室									
教室等施設		区分	講義室	演習室	実験演習室	情報処理学習施設	語学学習施設						
	教育研究棟	10室	4室	8室	1室	1室							
	△△キャンパス教室等施設	室	室	室	室	室							
図書資料等	図書館等の名称	面積	閲覧席数										
		附属図書館	1200 m ²	80席									
		〇〇図書館△△分館	m ²	席									
	図書館等の名称	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕		電子ジャーナル〔うち国外〕								
		附属図書館	75354〔6928〕冊	1632〔352〕種		2〔1〕種							
		△△図書館△△分館	〔 〕冊	〔 〕種		〔 〕種							
		サテライトキャンパス	〔 〕冊	〔 〕種		〔 〕種							
		計	75354〔6928〕冊	1632〔352〕種		2〔1〕種							
体育館	面積												
	体育館	893.7 m ²											
	△△キャンパス	m ²											

[注]

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教育研究組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」にそのことがわかるよう記載するとともに、備考欄に、①連携する学部や研究科、②どの学部や研究科から何名の教員が当該課程に所属しているか、を明記してください。
- 3 教育研究組織の欄に、専門職学科（大学設置基準第10章）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」や「備考欄」にそのことがわかるよう記載してください。
- 4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 5 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 6 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。その際、専門職学科等を設置していない場合は「学士課程」、専門職学科等を設置している場合は「学士課程（専門職学科等含む）」の欄を使用してください。
- 7 上記4に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。
なお、その場合は、「基準教（及び「うち教授数」）」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「一」としてください。
- 8 教員組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）に関する記載をする際には、「学士課程」または「学士課程（専門職学科等含む）」の「備考欄」に学部等連携課程としての専任教員数や所属組織等を記入してください。
- 9 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 10 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 11 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 12 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
・大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 13 「うち実務家専任教員数」の欄については、大学設置基準第42条の6及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）の教員数、「うちみなし専任教員数」の欄については、学士課程（専門職学科等含む）においては1年につき6単位以上、専門職学位課程においては1年につき4単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 14 「学士課程（専門職学科等含む）」のうち、「〇〇学部〇〇専門職学科」以外の学科・課程においては、「うち実務家教員数」、「うち2項該当数」、「うちみなし専任教員数」の欄は「一」としてください。
- 15 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家専任教員の数を「備考欄」に記入してください。
実務家専任教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家専任教員の数に（ ）で添えて記入してください。
なお、ここにいう「実務家専任教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 16 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数／本表の専任教員数計により、算出してください。
- 17 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 18 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 19 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 20 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 21 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設的面積としてください。
- 22 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の実験室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式2(令和7年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	入学定員に対する平均比率	備考
看護学部	看護学科	志願者数	283	434	302	370	280	106%	
		合格者数	86	93	88	90	96		
		入学者数(A)	85	85	85	85	85		
		入学定員(B)	80	80	80	80	80		
		入学定員充足率(A/B)	106%	106%	106%	106%	106%		
		在籍学生数(C)	341	339	340	341	337		
		収容定員(D)	340	340	340	340	340		
看護学部合計		志願者数	283	434	302	370	280	106%	
		合格者数	86	93	88	90	96		
		入学者数(I)	85	85	85	85	85		
		入学定員(J)	80	80	80	80	80		
		入学定員充足率(I/J)	106%	106%	106%	106%	106%		
		在籍学生数(K)	341	339	340	341	337		
		収容定員(L)	340	340	340	340	340		
収容定員充足率(K/L)	100%	100%	100%	100%	99%				

<編入学>

学部名	学科名	項目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	備考
看護学部	看護学科	入学者数(2年次)						平成28年度より募集停止
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(3年次)	10	10	10	10	10	
		入学者数(4年次)						
		入学定員(4年次)						
看護学部合計		入学者数(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(3年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(3年次)	10	10	10	10	10	
		入学者数(4年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(4年次)	0	0	0	0	0	

研究科名	課程名	項目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	入学定員に対する平均比率	備考
看護研究科	博士前期課程	志願者数	2	13	7	19	4	50%	
		合格者数	2	13	7	16	3		
		入学者数(A)	2	12	7	16	3		
		入学定員(B)	16	16	16	16	16		
		入学定員充足率(A/B)	13%	75%	44%	100%	19%		
		在籍学生数(C)	21	28	26	31	26		
		収容定員(D)	32	32	32	32	32		
博士前期課程合計		志願者数	2	13	7	19	4	50%	
		合格者数	2	13	7	16	3		
		入学者数(I)	2	12	7	16	3		
		入学定員(J)	16	16	16	16	16		
		入学定員充足率(I/J)	13%	75%	44%	100%	19%		
		在籍学生数(K)	21	28	26	31	26		
		収容定員(L)	32	32	32	32	32		
収容定員充足率(K/L)	66%	88%	81%	97%	81%				

研究科名	課程名	項目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	入学定員に対する平均比率	備考
看護研究科	博士後期課程	志願者数	5	2	1	4	2	55%	
		合格者数	5	2	1	1	1		
		入学者数(A)	5	2	2	1	1		
		入学定員(B)	4	4	4	4	4		
		入学定員充足率(A/B)	125%	50%	50%	25%	25%		
		在籍学生数(C)	15	14	14	12	12		
		収容定員(D)	12	12	12	12	12		
博士後期課程合計		志願者数	5	2	1	4	2	55%	
		合格者数	5	2	1	1	1		
		入学者数(I)	5	2	2	1	1		
		入学定員(J)	4	4	4	4	4		
		入学定員充足率(I/J)	125%	50%	50%	25%	25%		
		在籍学生数(K)	15	14	14	12	12		
		収容定員(L)	12	12	12	12	12		
収容定員充足率(K/L)	125%	117%	117%	100%	100%				

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科(課程)、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表(<編入学>)の表ではない方の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。
- 10 博士前期課程を看護課程として、博士後期課程を医学課程としている博士課程については、博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ分けて記入してください。